

はじめに

西東京市教育委員会はこれまで、西東京市教育計画（平成21年度～25年度）のもと、様々な施策に取り組んできました。

学校教育に関する主なものとして、学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針及び小規模小学校4校（住吉小学校、泉小学校、保谷小学校及び本町小学校）の適正規模・適正配置に関する基本方針を決定し、保護者等の合意形成を丁寧に図りながら検討を進めました。また、全市立小・中学校普通教室への空調設備の設置、全市立中学校での給食の実施、校庭芝生化工事等を進めてきました。

公民館、図書館においては、西東京市地域経営戦略プラン2010（第3次行財政改革大綱）に基づき、より効率的・効果的な事業執行に向けて運営体制の見直しを行ってきました。

このたび、西東京市教育委員会は、アンケート調査やヒアリング調査などにより西東京市の現状をとらえ、また、国の第2期教育振興基本計画や東京都教育ビジョン（第3次）を踏まえて、西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）を策定しました。この計画は、本市における教育行政の最上位計画であり、学校教育と社会教育における基本的な施策を体系的にまとめ、教育全体のレベルアップや、活力ある西東京市の教育を築くことを目的としています。西東京市総合計画をはじめ、スポーツ推進計画、文化芸術振興計画等の関連計画とも連携を図りながら、新たに加えた方針「一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて」を含めた5つの基本方針に沿って、具体的な施策を積極的に推進していきます。今後、この計画に掲げる様々な施策・事業を学校・家庭・地域・行政が一体となり、相互の連携を深めながら着実に実施することで、子どもから大人まですべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ってまいります。

この計画の策定に御尽力いただいた西東京市教育計画策定懇談会の委員の皆さんをはじめ、アンケート調査、ヒアリング調査及び策定過程で貴重なご意見を賜りました皆さんに深く感謝申し上げます。

西東京市教育委員会

目 次

西東京市教育委員会の教育目標	1
第1章 西東京市教育計画の基本的な考え方	
1 計画改訂の背景と目的	2
2 計画の位置付けと期間	
(1) 計画の期間	3
(2) 計画の性格	3
(3) 他計画との関係	3
3 西東京市教育委員会の教育目標と計画の基本方針の関係	
(1) 教育目標と計画の基本方針	4
(2) 計画の基本方針	5
第2章 西東京市教育計画の方向性	
1 教育計画（平成21年度～平成25年度）の進捗状況等	
(1) 施策事業の進捗状況	6
(2) アンケート調査結果の概要	11
(3) ヒアリング調査結果の概要	12
第3章 施策・事業の展開	
《施策の体系》	13
1 「生きる力」の育成に向けて	
(1) 確かな学力の育成	15
(2) 豊かな心の育成	21
(3) 健康と体力の育成	29
2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて	
(1) 特色ある学校づくりの推進	36
(2) 学習環境等の整備	39
(3) 学校経営改革の推進	47
3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて	
(1) 通常の学級での個に応じた支援の充実	51
(2) 特別支援学級の発展と充実	54
(3) 教育相談の発展的展開	56
(4) 教育実践を支える情報活用と研修等の充実	60
4 社会全体での教育力の向上に向けて	
(1) 家庭の教育力向上の支援	62
(2) 社会教育の特色を活かした青少年教育の支援	65
(3) 活力のあるコミュニティづくり	68
(4) 学校・家庭・地域・行政の連携強化	73
5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて	
(1) 多様な学びを支える生涯学習の振興	76
(2) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境の整備	85
第4章 西東京市教育計画の推進に向けて	
資料編	88
89	

《用語解説について》

解説が必要な用語には※を付け、第3章以降の初出ページに解説を記載している。なお、同ページ内に同じ用語が複数ある場合には、最初の用語にのみ※を付けている。

また、資料編には用語解説及び各用語の掲載ページを一覧としてまとめている。

◆◆ 西東京市教育委員会の教育目標 ◆◆

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

第1章 西東京市教育計画の基本的な考え方

1 計画改訂の背景と目的

西東京市教育委員会は、平成21年3月に西東京市教育計画（平成21年度～25年度）を策定し、この計画のもと様々な施策に取り組んできました。

国は、平成25年6月に第2期教育振興基本計画を閣議決定し、平成25年度から平成29年度までの5年間に取り組むべき具体的な施策を明らかにしました。同計画では、今後の社会の方向性として、成熟社会に適合し知識を基盤とした「個人の「自立」、様々な人の「協働」、新たな価値の「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会[※]の構築」を掲げ、この構築に向けた教育の方向性として、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成」という4つの基本的方向性を打ち出しています。

また、東京都は、平成25年4月に、教育振興基本計画として位置付けられる東京都教育ビジョン（第3次）を策定しています。同計画では、東京都が目指すこれからの方向性として「学びの基礎を徹底する」など10の取組の方向を定め、それらの方向性に沿った具体的な施策が示されています。

このような流れの中、西東京市教育委員会においては、平成21年に策定した西東京市教育計画について、これまでの施策・事業を点検・評価し、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とした新たな教育計画を策定することとしました。

（参考）

国：第2期教育振興基本計画	都：東京都教育ビジョン（第3次）
<p><u>教育行政の4つの基本的方向性</u></p> <p>1. 社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～</p> <p>2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～</p> <p>3. 学びのセーフティネットの構築 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～</p> <p>4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～</p>	<p><u>取組の方向</u></p> <p>1. 学びの基礎を徹底する</p> <p>2. 個々の能力を最大限に伸ばす</p> <p>3. 豊かな人間性を培い、規範意識を高める</p> <p>4. 社会の変化に対応できる力を高める</p> <p>5. 体を鍛える</p> <p>6. 健康・安全に生活する力を培う</p> <p>7. 教員の資質・能力を高める</p> <p>8. 質の高い教育環境を整える</p> <p>9. 家庭の教育力向上を図る</p> <p>10. 地域・社会の教育力向上を図る</p>

2 計画の位置付けと期間

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの5年間とします。

(2) 計画の性格

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものであり、西東京市において、平成 26 年度からの5年間を中心取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。

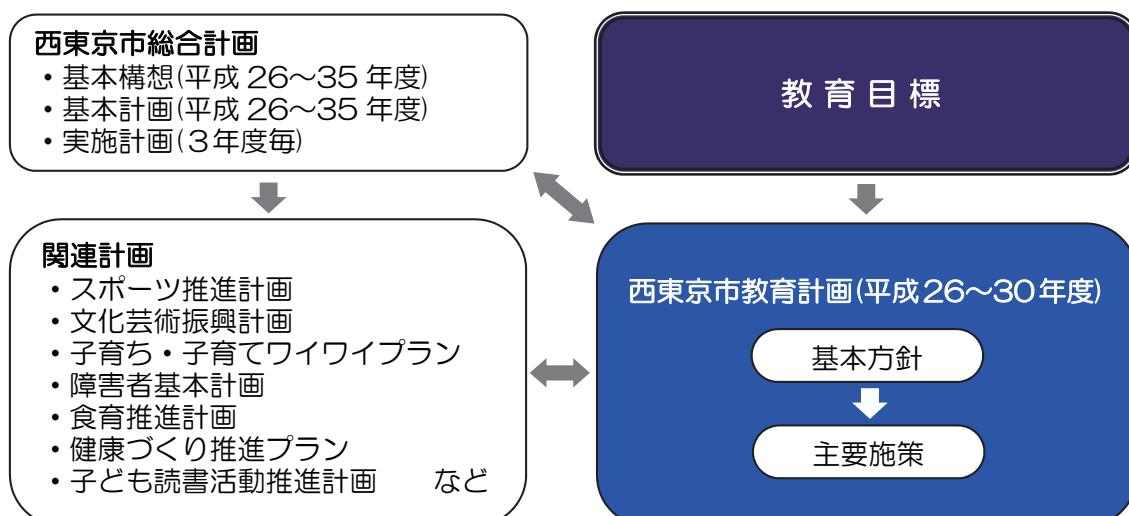
また、本計画は、西東京市を取り巻く社会状況の変化を反映するとともに、国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョンを踏まえて策定しており、今後の西東京市における教育全体の向上、活性化を目指すものです。

(3) 他計画との関係

本計画は、西東京市教育委員会の教育目標に則して策定しました。

また、西東京市総合計画をはじめ、スポーツ推進計画、文化芸術振興計画、子育ち・子育てワイワイプランなどの関連計画とも連携を図りながら施策を進めるものです。

◆◆ 計画の位置付け ◆◆



3 西東京市教育委員会の教育目標と計画の基本方針の関係

(1) 教育目標と計画の基本方針

西東京市教育委員会の教育目標

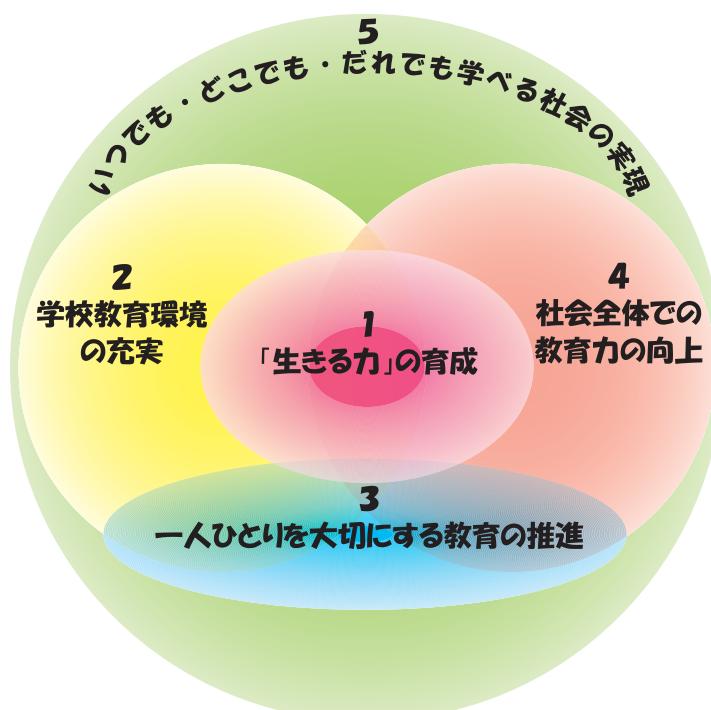
西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

計画の基本方針イメージ図



「生きる力」の育成は、すべての教育の核になるものであり、西東京市教育計画においても中心に位置するものです。「生きる力」を育成するためには、「学校教育環境の充実」と「社会全体での教育力の向上」が不可欠であり、これらを横断するものとして「一人ひとりを大切にする教育の推進」が必要です。こうしたことを踏まえ、「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現」を目指していく西東京市の姿勢を、イメージ図として表しました。

(2) 計画の基本方針

本計画は、5つの基本方針で施策を展開します。

基本方針1 「生きる力」の育成に向けて

確かな学力の育成、豊かな心の育成、健康と体力の育成など「生きる力」を育成していきます。

基本方針2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

特色のある学校づくり、学習環境などの整備、学校経営改革の推進など「生きる力」を育むための環境整備を行っていきます。

基本方針3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

通常の学級での支援、通級指導、特別支援学級、教育相談などを充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応えていきます。

基本方針4 社会全体での教育力の向上に向けて

家庭の教育力向上支援、青少年教育の支援、活力あるコミュニティづくり、学校・家庭・地域・行政の連携強化など、市全体における教育力を向上させていきます。

基本方針5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

多様な学びを支える生涯学習を振興し、いつでも・どこでも・だれでも学べる環境を整備していきます。

第2章 西東京市教育計画の方向性

1 教育計画（平成 21 年度～平成 25 年度）の進捗状況等

（1）施策事業の進捗状況

西東京市教育委員会では、毎年、教育委員会が所掌する事務事業の点検評価を行っています。対象となる事務事業は、「西東京市教育計画（計画期間：平成 21 年度～平成 25 年度）」に基づく事務事業及び教育委員会の職務権限に基づく事務などです。

これまでの主な事業等の進捗状況等は以下のとおりです。

① 学校施設適正規模・適正配置

西東京市における児童・生徒数の動向については、市全体では大きな増加とはなっていないものの、大規模な宅地開発などにより、地域によっては児童・生徒数が増加している状況にあります。西東京市教育委員会では、既存施設規模を超える児童・生徒数の増加に直面している学校がある一方で、児童・生徒数の減少により小規模化する学校もあり、これらの課題に対応するため、学校施設適正規模・適正配置の検討を進め、西東京市で学ぶ子どもたちにとって、よりよい教育環境を実現することを目指してきました。

平成 23 年度には、学校施設適正規模・適正配置等に関する基本計画（平成 23 年 11 月策定）に課題として掲げられている、中原小学校・ひばりが丘中学校の学校施設建替えについて、一定程度の方向性を導き出しました。また、小規模小学校の集中地域における学校施設の適正規模・適正配置の検討については、就学者数の将来推計などを行い、現状と今後の課題・問題点などを分析・整理しました。

平成 24・25 年度には、小規模化が進行している住吉小学校・泉小学校・保谷小学校・本町小学校の統廃合についての検討を重ね、統廃合に関する方向性を示すものとして報告書を取りまとめています。

② 学校施設の整備

学校施設の整備については、平成 19 年度をもって全市立小・中学校の校舎・体育館の耐震補強工事が終了しました。また、校舎など老朽化に伴う改修工事については計画的に実施していますが、抜本的な対応として施設の建替え更新を検討する場合には、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、検討を進めています。

③ 中学校給食の実施

西東京市後期基本計画では3期（3か年）に分けて中学校給食を整備することとされていましたが、早期の給食実施を求める要望が多く寄せられたことから、同計画を2期（2か年）に変更し、平成24年度から市立全中学校において完全給食を実施しています。

④ 普通教室空調設備の整備

夏の暑さなどの対策として、平成24・25年度において、小・中学校の普通教室に空調設備を整備することにより、教育環境の向上を図りました。

⑤ 校庭の芝生化

平成20年度から整備を始め、これまでに7校の小学校校庭について、芝生化を実施しました。

⑥ トイレ洋式化の実施

生活環境の変化に対応するため、平成21年度において、未整備校全校においてトイレの洋式化を実施しました。

⑦ きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着

教育委員会訪問や各種研修会を通して、教員の指導力向上を図り、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図りました。また、各校で放課後や長期休業中の補習授業を実施し、一人ひとりに応じた指導の充実を図りました。

⑧ 学校への人的支援

学習支援員は、小学1年生の学級で、35人以上が在籍する学級に配置することを基準として、平成19年度から順次、配置を進めていましたが、平成24年度から配置基準を30人以上が在籍する学級に改定しました。

また、一人ひとりを大切にする教育には、学習支援員の資質向上が重要なため、教育委員会主催による学習支援員を対象とした研修会を実施しています。

⑨ 情報教育の充実・整備

平成21年度に、小学校全校の全普通教室に、52インチの大型ディスプレーとインターネットと接続しているコンピュータを設置しました。また、コンピュータに地上デジタル放送を対応させ、テレビ放送やインターネット、コンピュータソフト、ビデオやデジタルカメラなどのICT※関連機器などが教室で活用できる環境を整えました。ICTを有効に活用し、各教科の学習で身に付けた知識、技能、思考力や判断力の定着と、問題解決能力の伸長を図りました。

また、平成24年1月に、学校ホームページシステムをリニューアルし、利便性や操作性を向上させるとともに、アクセシビリティに配慮した閲覧者にやさしいシステムとしました。

さらに、平成22年度から3か年計画で実施した情報セキュリティ監査の結果を踏まえ、改善状況や情報管理環境の実態などの把握・分析を行い、「教育情報セキュリティポリシー」の見直しを行いました。

⑩ 特別支援教育の推進

特別支援教育検討委員会及び作業部会、専門家チーム会議、特別支援教育コーディネーター※の会議などで課題や問題点を抽出し、特別支援教育推進に向けた施策の方向性について検討を進め、平成24年度に報告をまとめました。また、その実践に向け、特別支援教育研修会や特別支援教育コーディネーターの会議を通して、校内委員会の活性化や個別の教育支援計画※や個別指導計画などの作成に向けた教育支援ツール※を開発し、個に応じた教育支援についての研修を行い、教員の特別支援教育に関わる理解を深めました。

特別支援学級の整備としては、平成22年度に情緒障害等通級指導学級を田無第二中学校に開設し、中学校における特別支援教育の充実を図ってきました。また、固定制の特別支援学級の在籍児童・生徒数の増加に併せて、学級増設や設置校増設の必要性を検討し、平成26年度の新規開設に向けての方向性を示しました。

⑪ 不登校児童・生徒への対応

不登校対策委員会を通して各学校の不登校対策委員が学校全体の児童・生徒の不登校の状況について把握し、校内連携や情報の共有化を深めました。

また、中学1年生で急増する不登校を未然に防止する取組が進み、中学校入学前から小・中連携シートでの情報交換や、不登校対策委員会で細かく丁寧な話し合いを行うなど、不登校の心配のある生徒に対し速やかな対応を行い、小学校時代に不登校、もしくはその傾向があった生徒が実際に不登校から改善する事例も増えました。

不登校児童・生徒のうち、適応指導教室「スキップ教室」※に通室する数は年々増えています。中学卒業時には高校などへの進学により学校生活への復帰を果たす例も増えています。

⑫ 保谷駅前公民館・図書館の整備

保谷駅前公民館・図書館は、平成20年6月29日に開館しました。

公民館利用は、毎年増加している状況にあり、利用率を見ても、地域の社会教育の拠点としての期待に十分応えたものといえます。また、保谷駅前公民館の特色となっているドラムセットなど楽器練習用の部屋を整備したこと、結果として高校生をはじめとする若い世代の利用拡大につながっています。

図書館については、保谷駅に直結した利便性を活かし、通勤・通学の行き帰りのサラリーマンや学生に向け、ビジネス関連の資料の積極的な収集、学習室の提供などを実施しています。

また、本施設は、保谷駅に直結している商業ビルの4階と5階にあることから、利用者の安全に配慮した施設管理を図るため、ビルに入居している事業所と合同で、防災訓練を毎年2回実施しています。また、図書館では震災時の本の飛び出しによるけが防止のため、免震書架を設置しました。

⑬ 公民館運営体制の見直し

平成23年4月27日に公民館運営審議会から公民館独自の事業評価を行うための「西東京市公民館の事業評価のあり方について」の答申を受け、主催事業については、事業をよりよくするための改善の視点を重視した評価の観点で作成した様式である公民館事業計画書・報告書の提出の徹底を図っています。さらに事業評価については「学級・講座」「施設管理」「窓口業務」「長期的視点での人づくり」の4項目について、評価表作成のためのプロジェクトチームを立ち上げ、評価内容について検討を進めています。

運営体制の見直しを進め、職員は市民と専門員の連携を図り有効的に活用できるよう、また、専門員には公民館が法に基づいて設置された社会教育施設であること、これから地域社会にとって地域づくりの核となることなどを鑑み、教員資格や社会教育主事の資格を有する専門性の高い人材を配置するなど、企画力の增强や公民館全体としての運営効率の向上を図りました。

⑭ 図書館事業の見直し

西東京市地域経営戦略プラン（行財政改革大綱）に示された「図書館の運営体制の見直し」について、より効率的・効果的な事業執行に向けて、ICタグ資料管理システムの活用や事務の委託化など、運営体制の見直しを行いました。

中央図書館、保谷駅前図書館、柳沢図書館及びひばりが丘図書館の祝日開館、開館時間の延長を実施し、利用者の利便性向上を図りました。

また、平成21年度から図書館事業評価を実施し、図書館だより・図書館ホームページなどで公表しています。

西東京市図書館は、近隣市の図書館と比較して、貸出冊数と予約件数が非常に多く、盛んに利用されている施設です。平成23・24年度に予約棚システムを導入したことにより、いつも混雑していたカウンター業務の効率化を進め、レファレンスサービス※の強化を図ることができました。

⑮ 児童・生徒への防災教育

小・中学校では、地震や台風などの自然災害について理解を深め、避難や身の安全を守る方法などの具体的な対応を学ぶ災害安全に関する指導を、学校安全計画に位置付けています。また、平成23年度末に策定した「西東京市立学校災害時対応マニュアル」に基づき、地域と連携した防災体制の充実に努めています。平成24年度には、学校の実態や学校を取り巻く環境などにより即した内容にするため、「西東京市立学校災害時対応マニュアル」の改訂を行いました。

(2) アンケート調査結果の概要

計画策定の基礎データとして活用するため、西東京市民の学習状況や教育に対する意識などを把握するアンケート調査を実施しました。また、今回の調査結果を前回調査結果と比較することにより、各種取組の進捗状況の把握にも活用しました。

なお、調査結果の詳細については、「西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告書」としてまとめています。

【調査対象・調査方法・調査期間・有効回収数】

調査対象	① 小学生調査	市立の全小学校の4年生及び6年生（各学年1クラス）
	② 中学生調査	市立の全中学校の2年生（学校規模に応じて各3～4クラス）
	③ 青少年調査	市内に住む15～19歳の男女400人
	④ 一般市民調査	市内に住む20歳以上の男女3,000人
調査方法	① 小学生調査、② 中学生調査	学校を通じて、一斉配布・回収
	③ 青少年調査、④ 一般市民調査	郵送配布・回収
調査期間	平成24年10月5日～26日	
有効回収数	① 小学生調査	有効回収数 1,166件
	② 中学生調査	有効回収数 1,140件
	③ 青少年調査	設計数400件、有効回収数157件（39.3%）
	④ 一般市民調査	設計数3,000件、有効回収数1,443件（48.1%）

【主な調査結果】

《小学生・中学生》

- 学校を楽しいと思う児童・生徒の割合は、前回調査よりも増加している。
- ふだんの生活で気になっていることとして「進路や進学のこと」や「勉強のこと」をあげる割合が高く、前回の調査と比べ、小・中学生ともに塾に通う割合が高くなっている。
- 自分に自信のもてるところが「ある」と思う割合は、学年が上がるにつれて低下している。
- 小学生の4割、中学生の6割強は自分専用の携帯電話またはパソコンを持っており、様々な情報に触れる機会が増えている。

《青少年・一般市民》

- 市の学習環境は、図書館やスポーツ施設の利用しやすさが評価されている。一方で、施設の利用の仕方がわからないなど、情報が十分でないとの声も聞かれる。
- 小・中学校では、「思いやりの心や道徳心」「常識やマナー」「主体的に考え、行動する力」「人間関係を築く力」などを教えることが重要だと考えられている。
- いじめ・不登校の防止のためには、特に「親が子どもを見守ること」「学校の先生が児童・生徒の状況を把握すること」が必要という回答が多い。

（3）ヒアリング調査結果の概要

平成24年10月に実施した教育に関する市民意識調査の結果を踏まえ、西東京市における教育の現状と課題を把握するために、市内の教育関連施設・団体に対してヒアリング調査を実施しました。

【調査対象・調査期間】

調査対象	調査区分	施設・団体名	対象
	① 社会教育に関する施設	中央図書館 公民館（市内6館）	図書館長 公民館長、公民館職員、公民館専門員及び社会教育課職員
② 学校教育に関する施設・機関	中学校	西東京市立中学校に在籍する1～2年生	
	スキップ教室（適応指導教室）	田無及び保谷の2教室の職員	
	西東京市不登校ひきこもり相談室 N i c o m o ルーム	N i c o m o ルーム職員	
③ 子育ち・子育て支援に関する施設・機関	下保谷児童センター	児童センター職員、児童センター利用者	
	中町児童館	児童館職員、児童館利用者	
	中町学童クラブ	学童クラブ職員、学童クラブ利用者	
④ 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育に関する団体	NPO法人 西東京市多文化共生センター子ども日本語教室（N I M I C）	N I M I C職員	
	でこぼこ	発達障害のある児童・生徒の保護者	
調査期間	平成24年12月～平成25年2月		

【主な調査結果】

- 公民館・図書館では情報発信の仕方、施設の使い方が共通の課題。関係課や関係機関同士の横のつながりを整え、役割分担や連携のための体制づくりが求められている。
- いじめ・暴力への対応として、より子どもたちに寄り添い、日頃の様子や人間関係に気を配る細やかな指導が求められている。
- 中学生からは、職場体験※など、自分自身や将来のことを真剣に考える場の一層の充実を期待する声があげられた。
- 児童館・児童センターでは、学校や地域と連携して子どもたちの健全育成にあたっている。近年では、発達障害※のある子ども、虐待の疑いがある子どもも見られ、対応が困難な場合もある。
- 保護者からは、子どもの安全管理に関する要望が多いほか、携帯電話やゲーム機の使用を通じたトラブルを心配する声が寄せられた。
- 外国語を母語とする子ども、発達障害のある子どもに対しては、将来の見通しをもてる支援が必要であり、保護者や本人の困惑や不安を少しでも解消できるよう、早期からのサポートや支援体制を充実させることが急がれている。

《施策の体系》

第3章 施策・事業の展開

《施策の体系》

基本方針	方向	主な事業や取組事項
1. 「生きる力」の育成に向けた	(1) 確かな学力の育成 (2) 豊かな心の育成 (3) 健康と体力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ① きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用 ② 学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進 ③ 教育の情報化による学習指導の質の向上 ④ 人権と生命尊重に関する教育の推進 ⑤ 道徳教育の充実 ⑥ いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進 ⑦ 読書活動の推進 ⑧ 社会性の育成と体験活動の充実 ⑨ キャリア教育の充実 ⑩ たくましく生きるための健康と体力づくりの推進 ⑪ 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立 ⑫ 食育の推進 ⑬ 安全教育の推進 ⑭ 環境教育の推進
2. 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けた	(1) 特色ある学校づくりの推進 (2) 学習環境等の整備 (3) 学校経営改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 特色ある教育課程の編成と実施 ② 特色ある学校づくりに向けた支援 ③ 人にやさしい教育環境の整備 ④ 学校給食環境の整備 ⑤ 情報教育環境の整備 ⑥ エコスクールの推進 ⑦ 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理 ⑧ 学校組織の活性化 ⑨ 教職員の資質・能力の向上 ⑩ 学校評価・学校訪問監査の実施
3. 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けた	(1) 通常の学級での個に応じた支援の充実 (2) 特別支援学級の発展と充実 (3) 教育相談の発展的展開 (4) 教育実践を支える情報活用と研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築 ② 多様な教育資源の拡充 ③ 知的障害教育・自閉症教育・情緒障害教育の充実 ④ 相談機能の充実 ⑤ 部局横断的ネットワークの充実 ⑥ 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の発展

《施策の体系》

《施策の体系》

基本方針	方向	主な事業や取組事項
4. 社会全体での教育力の向上に向けて	(1) 家庭の教育力向上の支援 (2) 社会教育の特色を活かした青少年教育の支援 (3) 活力のあるコミュニティづくり (4) 学校・家庭・地域・行政の連携強化	① 地域ぐるみによる家庭教育支援の関係づくり ② 家庭教育に関する学びの機会の充実 ① 放課後支援や週末の体験・交流活動等の場づくり ② 青少年活動への支援 ① 学校を拠点とした地域全体における教育力の向上 ② 地域の教育資源を活用した人づくり・まちづくりの推進 ③ 地域との連携による安心・安全の確保 ① 教育関係部署・関係機関との連携強化 ② 広報の充実
5. いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて	(1) 多様な学びを支える生涯学習の振興 (2) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境の整備	① 生涯学習推進体制の充実 ② 公民館事業の充実 ③ 図書館事業の充実 ④ 文化財の保存と活用の充実 ⑤ だれもが学習に参加できる体制の整備と充実 ① 生涯学習情報の整備 ② 施設整備・利便性向上による学習支援体制の整備

1 「生きる力」の育成に向けて

(1) 確かな学力の育成

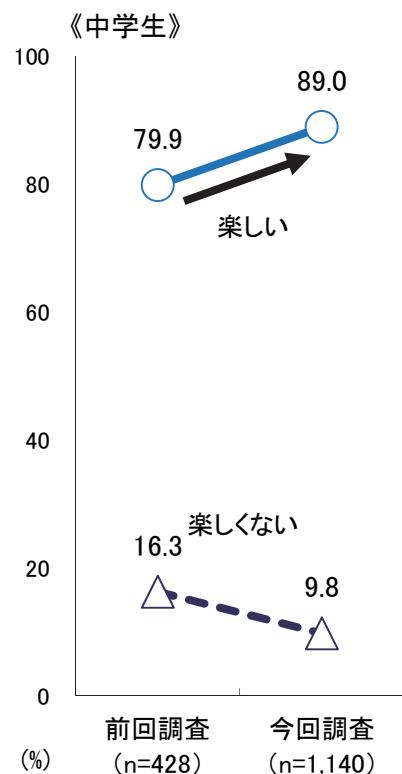
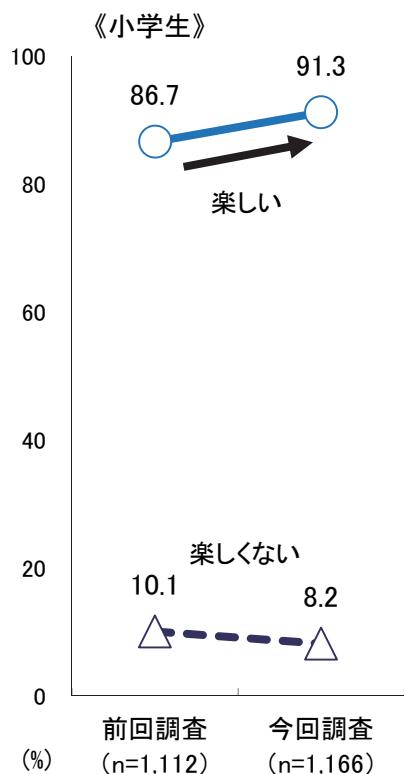
(1) 確かな学力の育成

《現状・課題》

- 学習指導要領では、「学力」の3つの重要な要素として、①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力など、③学習に取り組む意欲を示しています。西東京市においても、きめ細かな学習指導や、児童・生徒自らの学ぶ意欲を向上させる指導などを通して、これらの3つの要素を有機的に結び付け、「確かな学力」を育んでいく必要があります。
- アンケート調査の結果では、学校を楽しいと思う児童・生徒の割合が前回調査よりも増加しており、約9割の児童・生徒が楽しいと感じていることがわかります。西東京市教育計画策定懇談会の議論の中では、楽しいと感じる児童・生徒の割合が上がってきたことは評価できるという意見が出されていますが、残り約1割の児童・生徒が「学校は楽しくない」と回答していることに対して、その原因を把握し、きめ細かく対策を検討するべきとの意見も出されています。

学校は楽しいですか

※ 楽しい＝「とても楽しい」＋「まあまあ楽しい」
楽しくない＝「楽しくない」＋「あまり楽しくない」

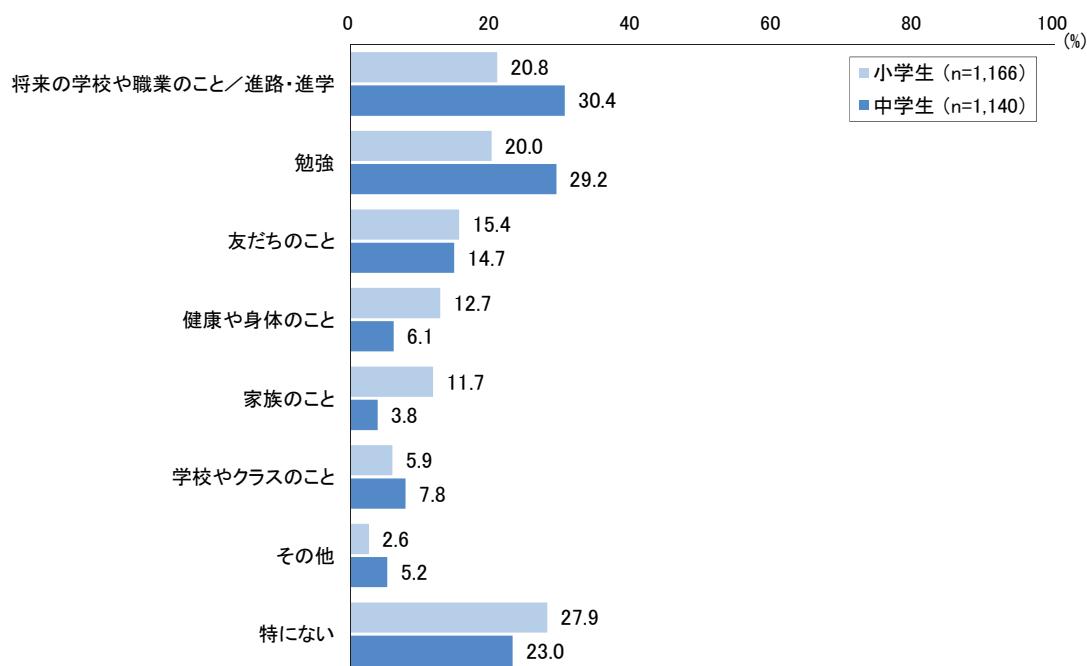


1 「生きる力」の育成に向けて

(1) 確かな学力の育成

- アンケート調査の結果では、ふだんの生活で一番気になっていることとして、「進路・進学」や「勉強のこと」をあげる児童・生徒の割合は、小学生では2割程度ですが、中学生では3割程度と増加しています。西東京市教育計画策定懇談会でも、「分かることを作っていくのは今後の大きな課題の一つ」という意見が出されています。一方、学校を楽しいと感じる要素は授業だけでなく、授業以外の充実感を増す方策についても併せて検討していく必要があるとの意見も出されています。

ふだんの生活で、いちばん気になっていることは何ですか



1 「生きる力」の育成に向けて

(1) 確かな学力の育成

① きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用

少子高齢化や国際化、高度情報化が進展する社会では、子どもたちが自ら学び、力強く生き抜く力を身に付けていくことが必要です。また、計画の策定にあたり、児童・生徒に実施した「西東京市教育計画策定のためのアンケート調査」によれば、児童・生徒がふだん気になっていることの中に「勉強のこと」などの回答がありました。

そこで、文部科学省による「全国学力・学習状況調査」結果や東京都教育委員会による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果を十分に活用し、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と伸長に向けて、子どもたちの学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けた取組を進めます。また、各教科で習得した基礎的・基本的な知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育むとともに、探究活動を工夫するなど、子どもたちの課題解決能力の伸長に向けた取組を進めています。

■ 基礎的・基本的な知識や技能の定着（教育指導課）

読み、書き、計算をはじめ、各教科等の基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、予習や復習、反復学習の重要性について教員の意識を高め、教員の授業力の向上を図るとともに、家庭学習の励行について保護者の理解を求めていきます。

■ 言語活動の充実と思考力・判断力・表現力の育成（教育指導課）

言語は知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤となるものです。記録、説明、批評、論述、討論などの言語活動に関わる研究を奨励するとともに、国語科をはじめとするすべての教科で習得した知識・技能などを活用しながら、思考力・判断力・表現力を育みます。

■ 理数教育の充実（教育指導課）

学術研究や科学技術の分野において世界で活躍する人材を育成するためには、その土台である理数教育の充実を図る必要があります。そのために、科学に関する基礎的な素養を身に付けさせるとともに、仮説を立てて観察・実験を行い、その結果を評価して表現したり、帰納的な考え方や演繹的な考え方を活用したりするなど、思考力・判断力・表現力の育成に向けた指導内容の充実を図ります。

■ 伝統や文化に関する教育の充実（教育指導課、文化振興課）

国際化に対応できる人材の育成を図るため、各教科等において、我が国と郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育の充実を図る必要があります。そのために、国語科での古典の重視、社会科での歴史学習の充実、音楽科での唱歌・和楽器、技術・家庭科での伝統的な生活文化、美術科での我が国の美術文化、保健体育科での武道などの充実を図ります。

また、毎年全市立小学校の4年生を対象に演劇鑑賞教室、小学5年生を対象に音楽鑑賞教室を実施し、文化芸術活動に触れる機会の充実に努めていきます。

■ 外国語教育の充実（教育指導課）

小学校においては、外国語活動などにおいて、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うため、ALT（外国人英語指導助手）を積極的に活用するなど、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、中学校との円滑な接続を図ります。また、中学校においては、コミュニケーションの基盤となる語彙数を充実するとともに、聞く・話す・読む・書くを総合的に行う学習活動の充実を図ります。

■ 小学校入学時における支援の充実（教育指導課）

小学校入学時における、いわゆる「小1 プロブレム」に対応するための指導体制を整え、学習支援員などの配置を行い、小学1年生が学校生活により円滑に適応できるための支援の充実を図ります。

1 「生きる力」の育成に向けて**(1) 確かな学力の育成**

② 学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進

子どもたちが、自らの未来を自らで拓いていく力を身に付けるため、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、児童・生徒が自ら学習に取り組む態度を培い、子ども一人ひとりの学ぶ意欲に応える教育を充実させ、学習習慣の定着を図ります。また、子どもたちの学ぶ意欲に的確に応えることができるよう、研修などを通じて教職員の資質・能力の向上にも努めます。

■ 指導法や教材の工夫・開発（教育指導課）

校内研究を充実させ、教員の授業力の向上を図るとともに、各教科等における指導法や教材の工夫・開発ならびに教育課題に応じた研究を進め、日々の授業の工夫・改善を図ります。

■ 少人数学習集団による指導※、習熟度別指導等の充実（教育指導課）

少人数学習集団による指導、習熟度別指導、チームティーチング※などにより、個に応じた指導の充実と拡大を図ります。

■ 放課後や長期休業中の児童・生徒に対する教育指導の充実（教育指導課）

放課後や夏休みなどの長期休業日を活用した補習授業を実施するなど、児童・生徒の学習意欲や習熟の程度に応じたきめ細かい指導の充実に努めます。

《用語解説》

少人数学習集団による指導

学級数を超える集団数に分割（例：2学級を3分割）し、児童・生徒の学習集団を弾力的に編成することによって、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導のこと。

チームティーチング

一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

③ 教育の情報化による学習指導の質の向上

きめ細かな学習指導が求められる現在、インターネットやパーソナルコンピュータに代表されるようなICT^{*}を活用した教育情報化による学習指導の質の向上を図ります。

また、ICTについては、学習指導の質の向上に活用するとともに、学校における一層のICT環境の整備を進めることで、子どもたちが、これまで以上にICTを活用して効果的に学習できる環境の実現を目指します。同時に、教員のICT活用指導力の向上、教科指導におけるICTの活用や児童・生徒の情報モラル^{*}を含む情報活用能力の向上を図ります。

■ ICTを活用した情報リテラシー^{*}の育成（教育指導課）

ICTを有効活用し、各教科の学習で身に付けた知識、技能、思考力や判断力といった能力の定着と、「問題を発見する力」、「見通す力」、「適用・応用する力」、「意思決定する力」、「表現する力」などの問題解決能力の伸長を図ります。

■ インターネットの適正な利用と情報モラル教育の充実（教育指導課）

児童・生徒に対して、情報モラルについての指導の徹底を図り、子どもたちが有効な情報を適切に活用する能力を身に付けることを目指します。また、家庭や地域などとの連携により、子どもたちがネット依存に陥らず、加害者にも被害者にもならないようにするなど、情報モラル教育の充実を図ります。

《用語解説》

ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

情報リテラシー

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

1 「生きる力」の育成に向けて

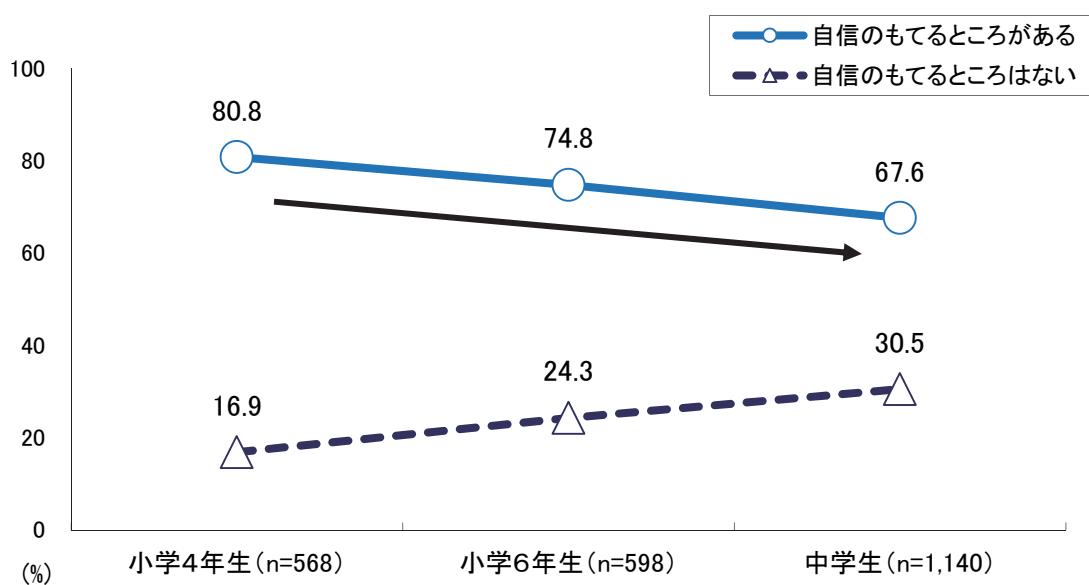
2 豊かな心の育成

(2) 豊かな心の育成

《現状・課題》

- 教育基本法の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することはとても重要です。学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、学校における教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人ひとりを大切にする教育の推進に努めています。
- 「教育基本法」の改正では、教育の目標として、新たに「豊かな情操と道徳心」を培うことなどを盛り込み、さらに「学校教育法」の改正では義務教育の目標として「規範意識」や「公共の精神」、「生命及び自然を尊重する精神」を養うなど、生命を尊ぶとともに、いじめを許さないといった規範意識などの確立の根底となる道徳教育の一層の充実を求めています。
- アンケート調査の結果では、自分に自信のもてるところが「ある」と思う児童・生徒の割合は、学年が上がるにつれて低下しています。西東京市教育計画策定懇談会では、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を学校教育や家庭教育の中でどう育てていくかが課題であるとの意見が出されています。

自分に自信のもてるところ(よいところ)はありますか



※ 「ある」 = 「あると思う」 + 「どちらかといえばあると思う」
 「ない」 = 「ないと思う」 + 「どちらかと言えばないと思う」

1 「生きる力」の育成に向けて

（2）豊かな心の育成

- アンケート調査の結果では、児童・生徒が学校や先生に望むこととして、「いじめのない楽しい生活の送れる学校づくりをしてほしい」、「体験学習などをたくさんできるようにしてほしい」などが上位になっています。学年による違いをみると、「先生にはみんなに平等に接してほしい」という回答が、学年が上がるにつれて高い割合となっています。

学校や先生に望むことは何ですか

複数回答 (%)

	いじめのない楽しい生活の送れる学校づくりをしてほしい	体験学習などをたくさんできるようにしてほしい	行事が楽しくなるようにしてほしい	興味のあることをたくさん勉強できるようにしてほしい	わるいことをしたときは、きちんと注意してほしい	先生以外の人と学校で、勉強したり遊んだりしてほしい	全国の中で自分の学力がどれくらいなのか教えてほしい
小学4年生(n=568)	47.4	45.4	39.3	34.2	27.5	24.6	24.5
小学6年生(n=598)	37.0	34.4	34.4	29.4	24.9	13.2	23.1
中学生(n=1,140)	33.0	39.0	35.4	31.0	15.1	7.8	24.2

	頑張っていることをもっと認めてほめてほしい(ほめてほしい)	クラブ活動に力を入れてほしい	先生にはみんなに平等に接してほしい	校舎や教室、学習で使う道具などをよくしてほしい	勉強がわかるようにしてほしい	一人ひとりの力に合わせた内容を教えてほしい	悩みや意見をじっくり聞いてほしい
小学4年生(n=568)	24.3	23.6	18.3	18.1	17.8	15.8	13.4
小学6年生(n=598)	17.2	20.6	34.1	20.1	16.4	15.4	9.4
中学生(n=1,140)	19.9	27.0	37.1	23.9	30.1	21.8	8.7



1 「生きる力」の育成に向けて**2 豊かな心の育成**

① 人権と生命尊重に関する教育の推進

子どもたちが、豊かな心を育むために、人権教育を推進するとともに、自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実を図ります。また、生命尊重に関する教育についても、学校における全教育活動を通して行なっていきます。

■ 人権教育の推進（教育指導課）

暴力行為やいじめ、体罰などの問題の解決に努めるとともに、自分や他人を大切にする思いやりの心を育む人権教育の一層の推進を図ります。

■ 自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実（教育指導課）

各学校で各教科や道徳、特別活動などの授業を通して、自尊感情や自己肯定感を高める教育の一層の推進を図ります。

■ 生命尊重教育の推進（教育指導課）

教育活動全体を通じて、学校飼育動物をはじめとする動植物を含む自他の生命を尊重する教育の充実を図ります。そのために、人権教育や道徳教育の充実、関係機関・地域との連携などを通して、生命を大切にする心を育む活動をより一層進めています。



② 道徳教育の充実

社会の責任ある一員としての自覚をもって生きることができるよう、思いやりの心や規範意識、公共の精神などを養います。そのため、道徳の授業時数を確保し、副読本の活用などによる道徳授業の質の向上のみならず、全教育活動において道徳教育の一層の充実を図ります。

■ 地域と連携した道徳教育の推進（教育指導課）

学校の道徳教育を活性化するため、道徳の授業を地域へ公開し、学校・家庭・地域など地域全体として、道徳教育を推進します。また、地域教材を活用するなど、道徳の時間の授業改善に努めます。

■ 思いやりの心や規範意識の向上（教育指導課）

すべての教育活動を通して道徳教育の一層の充実を図り、相手を思いやる心を育成するとともに、集団や社会の一員として守るべきルールやマナーを身に付けさせることで、規範意識の向上に努めます。

■ 公共の精神の醸成（教育指導課）

ボランティア活動や体験活動を通して、互いに助け合い、自他を尊重する公共の精神の醸成をより一層推進します。



1 「生きる力」の育成に向けて**(2) 豊かな心の育成**

③ いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進

いじめ・暴力行為は近年増加傾向にあり、子どもたちの日頃の様子や人間関係に気を配る細やかな指導が求められています。警察や児童相談所などの関係機関と連携し、問題行動の未然防止に努めるとともに、迅速・的確な対応を図ります。

■ 生活指導の徹底（教育指導課）

生活指導主任を中心とした組織的な校内体制を整えるとともに、警察などの関係機関との連携や家庭への支援を進め、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決に向け、迅速・的確な対応を図ります。

■ 関係機関との連携（教育指導課、子ども家庭支援センター）

いじめや暴力行為に対して、必要に応じて警察や児童相談所などの関係機関と連携し、迅速・的確な対応を図ります。

④ 読書活動の推進

学校図書館を活用した読書活動を活性化させるため、学校図書館の一層の充実を図ります。また、読書活動を通じた情操教育を推進していきます。

■ 学校図書館を活用した読書活動の活性化（教育指導課）

蔵書検索、貸出しや返却などの管理の効率化を図ることができる学校図書館管理システムを最大限活用し、司書教諭や学校図書館専門員との連携により、子どもたちの読書活動の習慣化を図ることで、集中力を養うほか、読書の楽しさを味わい、将来への夢や希望を抱く機会となるよう、情操教育の一環として、読書活動の活性化を推進していきます。

■ 家庭や地域と連携した読書活動等の充実（教育指導課、図書館）

保護者や地域のボランティア、公共図書館と連携した読書活動を推進し、学校図書館の一層の充実を図ります。



1 「生きる力」の育成に向けて**(2) 豊かな心の育成**

⑤ 社会性の育成と体験活動の充実

人権教育・道徳教育同様に、自分や他人を大切にする思いやりの心を育む教育を推進します。そのため、各学校の実情に応じて、移動教室などの一層の充実を図ります。また、校外での体験学習を通じて、地域の自然や歴史に触れる中で、豊かな人間関係を築く機会を設けます。

■ 移動教室等を活用した自然体験活動の充実（教育指導課）

小学校や中学校における移動教室などを活用して、日常の学校生活で体験できない活動や自然・歴史についての学習を一層充実させていきます。

■ 異年齢・異世代との交流や社会奉仕体験活動等の推進

（教育指導課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課）

障害者施設や高齢者などの介護施設の訪問や、保育園への訪問を行うなど、福祉に関する教育や社会体験活動を充実します。また、校区内の清掃などの奉仕活動を積極的に取り入れ、体験的な学習活動を行うことにより心の教育の充実を図ります。さらに、関係機関や地域の人材などと積極的に連携・協力することにより、児童・生徒が主体的に取り組む奉仕活動を工夫し、人と関わる体験を深め、豊かな心を育みます。

■ 地域の農業者との交流や農業体験活動の推進（教育指導課、産業振興課）

地域の農業者の協力による農のアカデミー体験実習農園を活用した農業体験を実施するとともに、都市と農業が共生するまちづくり事業により整備された施設などを活用して、市内の農業に関する学習を進めます。

⑥ キャリア教育の充実

小学校の段階からキャリア教育※を推進し、一人ひとりが主体的に進路を選択する能力・態度を育てます。そのために、各学校の実情に応じて、職場体験※などの一層の充実を図ります。

■ 職場体験活動の充実（教育指導課）

中学校における職場体験活動をより一層充実するために、受入れ企業の拡充を図るための企業向けのリーフレットを作成し、受入れ態勢の拡充を図るなど、地域との連携を推進します。

■ 将来を見据えた生き方に関する教育の充実（教育指導課）

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるために、小学校の段階からキャリア教育を推進し、明確な目的意識をもって学習することによって、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高めていきます。

《用語解説》

キャリア教育

望ましい職業観・勤労觀及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

職場体験

市内外の事業所等で、生徒が実際に職業を体験することにより、望ましい職業観・勤労觀を養い、職業選択を含めた生き方教育の充実に資する活動のこと。

1 「生きる力」の育成に向けて

(3) 健康と体力の育成

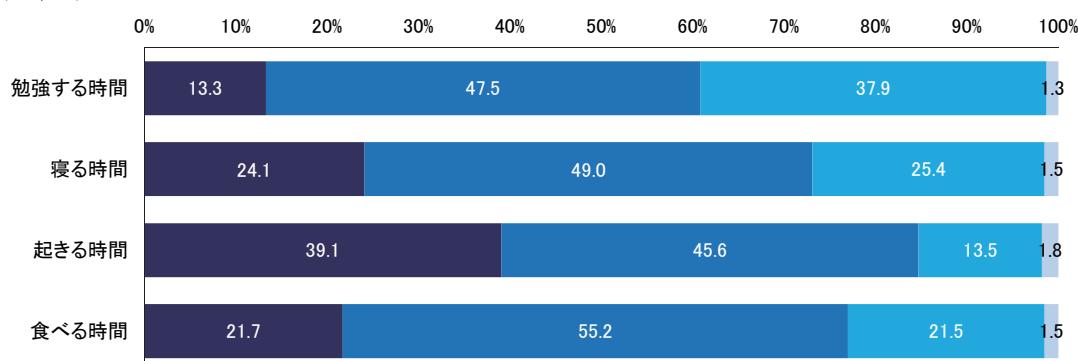
(3) 健康と体力の育成

《現状・課題》

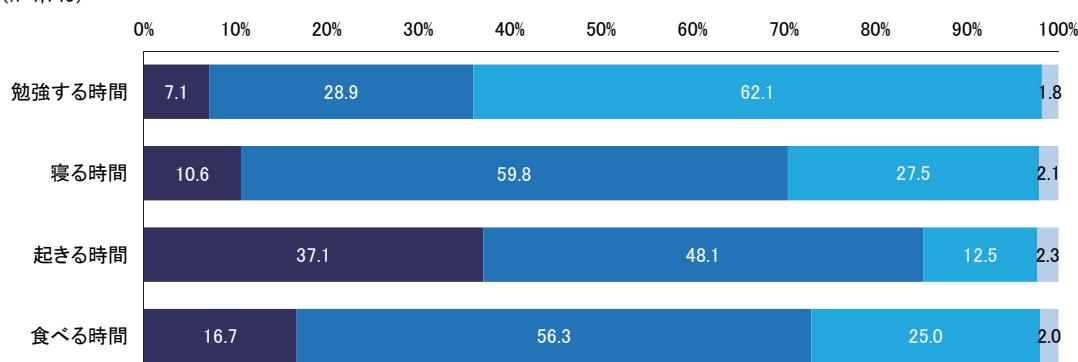
- 体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力の重要な要素です。したがって、基礎的な身体能力の育成を図るために、幼少期から運動習慣を身に付けるとともに、食生活を含め、規則的な生活を整えていくことが必要です。アンケート調査の結果では、小学生の21.5%、中学生の25.0%が、家で食べる時間は「決まっていない（その日によって違う）」と回答しています。

家では、勉強する時間などは決まっていますか

小学生 (n=1,166) ■きちんと決まっている ■決まっていないが、だいたいいつも同じ ■決まっていない（その日によって違う） ■無回答



中学生 (n=1,140) ■きちんと決まっている ■決まっていないが、だいたいいつも同じ ■決まっていない（その日によって違う） ■無回答



1 「生きる力」の育成に向けて

(3) 健康と体力の育成

- 平成23年度に実施された「西東京市健康づくり推進プラン策定のための市民の健康に関するアンケート調査」の結果によれば、朝食を毎日欠かさず食べている小学4年生の割合は9割を超えていましたが、中学1年生男子では83.7%、中学1年生女子では80.2%と小学生に比べて低くなっています。今後は、学校教育の中で、さらには地域全体で、健康に関心をもち、運動に取り組む意識づくりを進める必要があります。また、併せて「西東京市健康づくり推進プラン」や「西東京市食育推進計画」を推進していくことにより、子どもたちの健康の保持増進や食育※への関心を高めていく必要があります。
- 一般市民へのアンケートでは、公立学校教育で取り組んでもらいたいことの中で、「安全や防災教育の充実」については19.6%となっており、比較的関心の高い項目となっています。また、環境への取組として、全市立小・中学校でもエコアクション21を実施し、ごみの分別や、緑のカーテン事業など環境に配慮した取組を行っています。

《用語解説》

食育

食育とは、「生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文より）こと。

1 「生きる力」の育成に向けて**(3) 健康と体力の育成****① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進**

生涯にわたって健康で活力ある生活を送るために、幼少期から運動に親しむ環境づくりと、たくましく生きるための健康と体力づくりを推進します。

■ 豊かなスポーツライフの実現（教育指導課、スポーツ振興課）

生涯にわたって健康を保持増進するために、全市立小・中学校の全学年を通して体つくり運動を行うとともに、中学校においては保健体育の授業だけでなく部活動の充実と併せる中で児童・生徒の豊かなスポーツライフを実現することを重視した取組を行います。

■ 健康に関する指導の充実（教育指導課、学校運営課、健康課）

身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて、自主的に健康的な生活を実践することのできる資質や能力を育成することを目指します。



② 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立

健康と体力の育成には、規則正しい生活習慣を身に付ける必要があります。そのため、家庭とも連携した生活習慣の基礎を培う教育のさらなる推進に努めます。

■ 家庭と連携した生活習慣の確立（教育指導課、健康課）

ライフスタイルが多様化する現代において、家庭における食生活のあり方や「早寝・早起き・朝ごはん」の励行などの指導・啓発などを行い、子どもたちが確かな学力を身に付けるために重要となる基本的な生活習慣を確立することを目指します。

■ 養護教諭、学校栄養職員による指導の充実（学校運営課、教育指導課）

養護教諭、学校栄養職員の研修や連絡会を充実するなどして、情報交換や共通理解を図り、健康や食を含む生活習慣の基礎を培うための効果的な指導を進めます。



1 「生きる力」の育成に向けて

(3) 健康と体力の育成

③ 食育の推進

知育・德育・体育に加え、近年はこれらの基礎ともなる「食育※」も重視されています。市立小・中学校では、健全な食習慣の形成を促すほか、地域における農業と食に関する知識を深めるため、学校農園などの取組を進めてきました。

今後は、こうした市内の地域資源をさらに積極的に活用し、市民が食について学ぶ機会を充実させていくことが重要です。また、給食における地産地消の実践など、学校における食育のあり方についても検討していきます。併せて、食育に関する広報活動を積極的に展開し、地域全体で食育に取り組む環境づくりに努め、子どもたちが学校や家庭で食について考え、健康のための行動ができるよう、知識や能力を身に付ける取組を進めます。

■ 家庭や地域と連携した望ましい食育の推進

(教育指導課、学校運営課、健康課、協働コミュニティ課)

家庭や地域と連携し、地域全体としての食育を推進します。また、栄養や生活習慣、環境に配慮した調理などの家庭教育と関連を図りながら、食事の作法、マナー、食文化や食に関する知識、様々な体験活動や生産から消費のつながりなど、消費者教育の観点も含め、幅広い領域での食育を推進します。

■ 地場産農産物や学校農園で収穫した野菜の活用 (学校運営課)

学校農園などをはじめ、西東京市や近隣区市で収穫した野菜・果実などを、学校給食などにおいて、積極的に活用を図ります。

④ 安全教育の推進

各学校では、学校安全計画や学校災害時対応マニュアルなどに基づき、防災・防犯のための学習や計画的な訓練などの実施、緊急時の体制づくりを進めてきました。今後も、不測の事態に備え、計画的に安全教育を実施していきます。また、通学路の安全点検などにより、事故などの防止に努めます。

■ 学校における防災体制の確立と防災教育の推進（教育指導課）

学校災害時対応マニュアルの活用を図り、地域と連携した防災訓練や避難訓練の工夫・改善を通して、防災体制の整備・充実を図ります。また、児童・生徒が自らの身を守り、防災意識を高揚するとともに、防災に関する知識を定着するための防災教育の充実に努めます。

■ 交通安全教育の充実（教育指導課、教育企画課）

学校安全計画の見直しを図り、登下校の安全確認を徹底するとともに、関係機関やPTAとも連携・協力を図りながら通学路の安全点検等を実施するなど、登下校時の交通安全対策を充実します。また、学級活動などを通して、発達段階に応じた交通安全教育を推進します。



⑤ 環境教育の推進

各学校では、環境を守り、資源を大切にする心を育み、効果的な行動を促すための環境教育を推進します。

■ 学校における環境保全や資源の有効活用に関する学習の推進

(教育指導課、環境保全課、ごみ減量推進課)

地域の環境保全についての取組や効果的な行動を促すための方策について学習するとともに、学校から排出されるごみの有効利用について考えるなど、3R^{*}（リデュース・リユース・リサイクル）をはじめとする持続可能な循環型社会の実現を目指した環境学習を推進します。

《用語解説》

3R

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとったもの

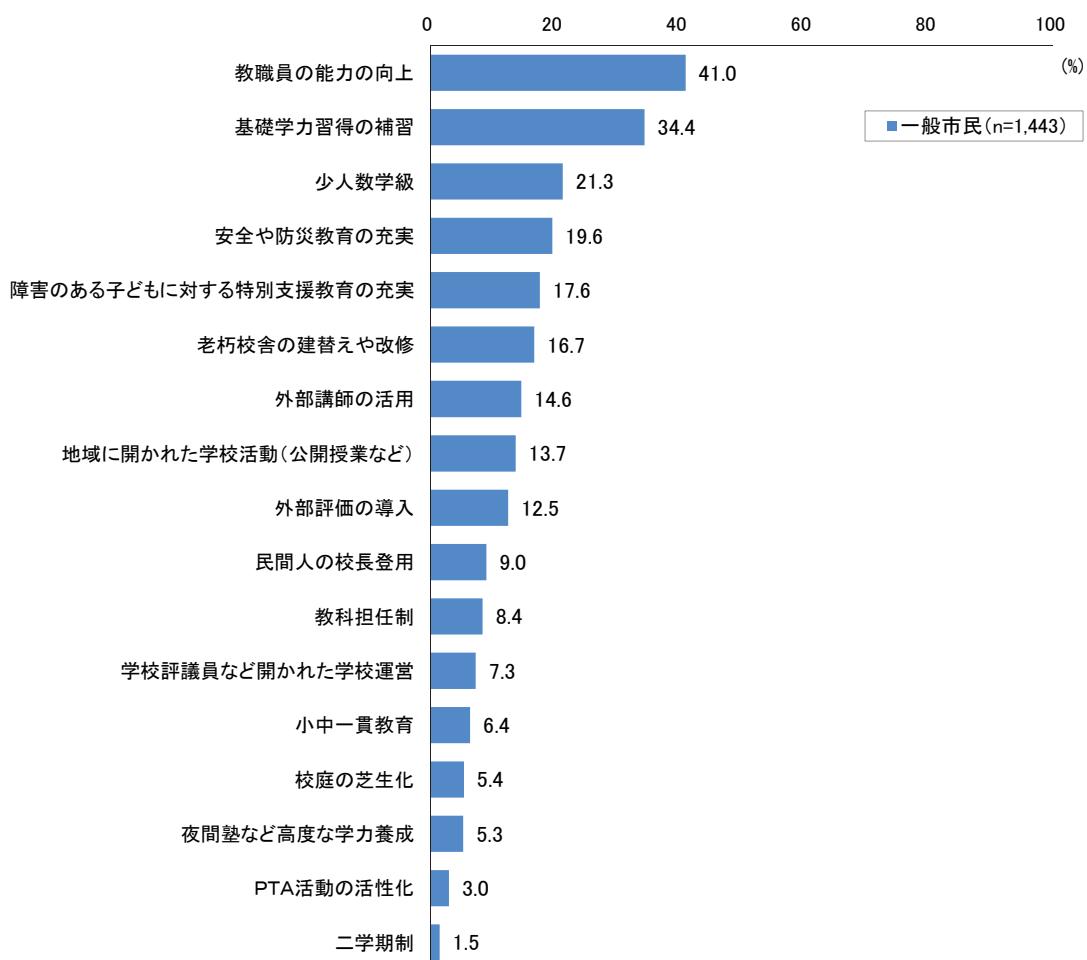
2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

(1) 特色ある学校づくりの推進

《現状・課題》

- 教育委員会では、様々な教育課題について、各学校が研究し、実践を通して課題の解決や教育の充実が図れるよう、研究奨励事業を行っています。また、特色ある教育課程の編成だけでなく、特色ある学校づくりに向けた支援を充実させていくことが重要であるととらえています。
- アンケート調査の結果では、「公立学校教育で取り組んでほしいこと」の中で、「教職員の能力の向上」が最も高くなっています。次いで「基礎学力習得の補習」「少人数学級」「安全や防災教育の充実」などが高い項目であり、その他「特別支援教育の充実」「老朽校舎の建替えや改修」など、様々なことが望まれています。

西東京市の公立学校教育で取り組んでほしいことは何ですか



2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

(1) 特色ある学校づくりの推進

① 特色ある教育課程の編成と実施

各学校において、地域の人材や特色を活かした教育課程の編成・実施ができるよう制度の検討を進めます。また、特色ある学校づくりに向けた教員の活動を支援し、各学校で実施される研究奨励事業などによる研究成果を全校的に活用することなどを図ります。

各学校の特色ある取組については、これまで学校だよりや学校案内、学校公開などを通じて、児童・生徒の学習活動を積極的に公開し、保護者や地域住民の理解と協力を得てきました。今後も、各学校の取組や教育課程、教職員の研究活動などを保護者や地域住民にお知らせし、ともに学び合う学校経営を目指します。

地域に開かれた学校づくりを進め、市民に学校への関心を高めてもらうことで、より質の高い学校経営を目指します。

■ 地域に開かれた学校教育の拡充（教育指導課）

児童・生徒の学習活動や教職員の研究活動を積極的に公開し、保護者・地域の人々の理解や協力を求めていきます。また、学校公開日を広報やホームページなどで紹介し、市民の関心を高め、参加を呼びかけていきます。学校公開などをきっかけとして、学校への継続的な支援を市民との協働で進めます。

■ 土曜日、長期休業日の活用（教育指導課）

土曜日を活用した学校公開においてセーフティ教室や道徳授業地区公開講座を実施するなど、保護者・地域との連携をより一層深めるとともに、夏休みなどの長期休業日を活用した補習授業を実施するなど、特色ある学校づくりを推進します。

■ 小・中連携教育の推進（教育指導課）

「中1ギャップ」の解消を図るとともに、小学校から中学校への円滑な接続を図るために小・中連携教育を推進します。

② 特色ある学校づくりに向けた支援

各学校が、特色ある教育活動を行えるように、的確な人的配置や学生ボランティア※などの導入・活用を進めるとともに、近隣大学等との連携などを通じて、特色ある学校づくりを支援します。

■ 地域教育協力者、外部講師や学生ボランティア等の積極的活用

(教育指導課、社会教育課)

各学校が特色ある教育を進める上で、地域教育協力者をはじめ、積極的に地域の人材を学校教育で活用できるように、生涯学習人材情報などを利用した部活動指導やゲストティーチャー※の活用を図っていきます。また、市内大学との連携を深め、学生ボランティアの積極的活用と充実を図ります。

■ 市内大学等との連携 (教育企画課、教育指導課、企画政策課、協働コミュニティ課)

東大生態調和農学機構を活用したひまわり栽培体験、早稲田大学との連携による事業、武蔵野大学が実施する学校インターンシップ制による年間を通した教育実習等、市内大学等との連携を深めます。

■ 学校選択制度の実施 (教育企画課)

小・中学校の新1年生について、保護者や子どもたちが、住所地の指定校以外の学校を選べる学校選択制度を実施することで、保護者などの希望に応えるとともに児童・生徒の個性を育む魅力的な学校づくり、児童・生徒や地域の実態などを踏まえた、創意工夫をして特色のある教育・学校づくりを進めます。

《用語解説》

学生ボランティア

西東京市が提携する武蔵野大学などから派遣されて、児童・生徒の学習指導の補助にあたる学生のこと。

ゲストティーチャー

より専門性の高い授業の実現を図るために、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人のこと。

2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて**(2) 学習環境等の整備**

(2) 学習環境等の整備

《現状・課題》

- ・ 学校施設の老朽化が進み、計画的な大規模改修工事とは別に各校の修繕量が多くなっています。これまでには、建築・改修年度を基準とした建替計画に基づき、大規模改造事業を実施してきました。市立学校の中でも特に施設の老朽化が進んでいる中原小学校・ひばりが丘中学校については、両校の円滑な建替えの実施に向けた課題の整理・検討などを行っていく必要があります。その他の学校施設についても、現状の校舎などの劣化状況を踏まえ、第2次西東京市総合計画とも整合を図りながら、建替えや長寿命化も視野に入れた大規模改修などの計画を策定していく必要があります。

- ・ 中学校給食は、親子調理方式を導入したことから、円滑な事業の実施のためには、調理校である小学校と受入校である中学校との連携が重要です。

現在、親子校間において、小・中学校の保護者、栄養士、校長、調理業者などの関係者による意見交換・情報交換の場を設けています。今後においてもこのような会を継続的に実施することにより、安心・安全な給食の提供に努めていく必要があります。

- ・ 校庭の芝生化については、平成20年度より整備を行っており、平成25年度末現在7校の整備が終了しています。

整備後の維持管理については、地域との連携が重要であり、今後ますます充実していく必要があります。

① 人にやさしい教育環境の整備

児童・生徒に対する良好な教育環境の整備を進め、地域の人々が集う場として、高齢者や障害者にも開かれた学校を目指します。

現在、余裕教室の活用、地域が共同で使用できるスペースの確保、バリアフリー※化、ユニバーサルデザイン※採用の推進を行っています。今後も、地域や学校の実情に合わせて人にやさしい教育環境の推進を図ります。

■ 余裕教室の活用（教育指導課、学校運営課）

各学校の特色や現状を踏まえ、少人数学習集団による指導※に伴う学習室の設置や社会科、英語科などの教科教室の特色化に伴う教室の確保を考慮しつつ、余裕教室の一目的一教室の是正と集約化を図り、多目的な活用を進めていきます。

■ バリアフリー化の推進（学校運営課）

各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。

■ 介助員制度の実施（教育企画課）

通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るために、介助員を配置する制度を引き続き実施します。

《用語解説》

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。本計画では、施設面での整備という観点で用いている。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて（2）学習環境等の整備

■ 特別教室へのエアコン設置の検討（学校運営課）

普通教室へのエアコンの設置は、全校で整備を完了し、教室環境の向上が図られました。今後は、未設置の特別教室へのエアコン設置についての調査・研究を進めます。

② 学校給食環境の整備

学校給食法に基づく給食事業の充実を進めるほか、食育※推進の視点からも、小学校給食におけるランチルーム※の整備やドライシステムなどの整備を進めるとともに、給食調理業務の民間委託の推進にも積極的に取り組んでいきます。また、食材については、地場産農産物を活用するなど、安心・安全に十分配慮した学校給食を実施します。

特定の食物を摂取することにより体に生ずる食物アレルギーについては、各学校において保護者、医師、教職員などの間で正しい情報の共有に努めます。また、給食指導の中で食物アレルギーを取り上げるとともに、教職員などの研修を実施し、学校としての対応を図ります。

■ 学校給食調理の民間委託の拡大（学校運営課）

多様な献立にも対応でき、かつ効率的な運用による財政効果も高い学校給食調理の民間委託を進めます。

■ 小学校ランチルームの整備（学校運営課）

ランチルームのない小学校に対し、ランチルームを計画的に整備するとともに、バイキング給食や学年給食、地域の人とのふれあい給食など、多様な形態の学校給食を実施します。

■ ドライシステムの整備、運用化（学校運営課）

学校給食衛生管理基準の改正に合わせ、現状のウェットシステムから、なるべく水で床を濡らさずに調理を行うドライシステムの整備、運用化を進めます。

■ 給食調理室へのエアコン設置の検討（学校運営課）

安心で安全な給食づくりのため、衛生環境の向上を図りつつ、生産性の改善を目的に、エアコンの設置について調査・研究を進めます。

《用語解説》

ランチルーム

給食の時間に児童や教員が一つの教室で楽しみながら給食をとることができるスペースのこと。

2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

(2) 学習環境等の整備

③ 情報教育環境の整備

児童・生徒が、「自ら学び、考える」ための情報収集や、情報を安全に活用する能力を身に付けるための情報教育の充実・推進を図るために、情報システムの最適化や、情報機器や情報通信ネットワークの効率的な整備を推進していきます。

現在は、学校におけるコンピュータ機器や、教育情報通信ネットワーク、教育用ソフトの充実を進めており、今後も継続して、子どもたちが情報を扱う能力を身に付け、高度かつ複雑な情報を適切に利用できるようになることを目指します。

■ 教育情報センター機能の充実（教育指導課）

教員や児童・生徒が安全かつ安心してコンピュータを利用できるようにセキュリティ機能を向上させるとともに、学校での高速インターネットの利用、情報の共有、業務の効率化を進めます。また、ICT^{*}を活用した授業支援やICT機器の操作支援などを強化するため、学校へのICT支援の向上を図ります。さらに、「一斉メール配信システム」などの連絡体制など、安全体制の整備充実に努めます。



④ エコスクールの推進

地球規模の環境問題が大きく取り上げられている現在、地域における循環型社会を目指した取組が重要となっています。学校における省資源、省エネルギーの推進、その他環境に配慮した学校運営を目指し、緑のカーテンや校庭の芝生化など各学校の地域特性や、市民との連携の状況に配慮したエコスクール※の実施を進めます。また、子どもたちの環境意識の向上を図るために環境教育を行うための整備を進めます。

■ エコスクールの実施

(教育企画課、学校運営課、教育指導課、環境保全課、ごみ減量推進課)

環境負荷を最小限にするために、学校から排出されるごみの有効利用を図るなど循環型社会を目指して環境に配慮した行動を推進していきます。各学校においても省エネ・省資源化に向けて、エコスクールの実施を進めます。また、環境副読本「西東京市の環境」を活用することで、子どもたちに環境問題に対する正しい知識と理解を促進していきます。

■ 緑のカーテン事業の推進 (学校運営課)

夏の教室内の温度上昇を抑え、日陰と涼風で良好な環境を確保するために、「緑のカーテン」として、アサガオやヘチマのようなツル性の植物で自然のカーテンをつくる取組を、子どもたちと一緒に進めています。

■ 校庭の芝生化の取組 (学校運営課)

校庭の芝生化は環境教育の生きた教材であり、ヒートアイランド対策や校庭の砂ぼこりの軽減、体力の向上を目的としています。既に芝生化を実施している学校の効果などを検証し、東京都の動向を注視しながら、小・中学校の校庭の芝生化を進めています。

《用語解説》

エコスクール

環境に配慮した学校施設や、環境に配慮した活動に取り組む学校のこと。

2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて（2）学習環境等の整備

■ 環境配慮型学校の整備（学校運営課）

環境負荷の低減を図るために、学校施設の建替えや改修整備にあたっては、屋上緑化を含む緑化の推進、ビオトープ※、雨水の利用（トイレの給水、校庭散水など）、太陽光を利用した発電、自然とのふれあいなどを重視した事業などを検討します。



《用語解説》

ビオトープ

生物が互いにつながりをもちながら生息している空間のこと。特に、環境の損なわれた土地や都心部の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間のこと。

⑤ 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理

「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学校施設の適正規模・適正配置や、老朽校舎などの計画的な建替えなどについての検討を進めます。

■ 学校施設の適正規模・適正配置の具体的な検討

(教育企画課、学校運営課、企画政策課)

全国的な少子化の進展とともに、今後西東京市でも児童・生徒数が減少していくことが予想されています。今後は、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、西東京市に学ぶ子どもたちにとって、よりよい教育環境を実現することを念頭に置きながら、学校統廃合をはじめ、学校施設の適正規模・適正配置についての協議・検討を進めます。

■ 老朽校舎等の計画的な建替え及び改修 (学校運営課、教育企画課)

平成23年度に取りまとめた「学校施設適正規模・適正配置府内検討委員会平成23年度における検討結果最終報告書」に基づき、施設の老朽化が進んでいる中原小学校・ひばりが丘中学校について「(仮称) 建替協議会」を設置し、両校の円滑な建替えの実施に向けた課題の整理・検討などを行っていきます。

また、学校施設の老朽化が進んでいる実態を勘案しつつ、学校施設の適正規模・適正配置の検討と併せて合理的かつ計画的な建替え及び改修を進めます。

■ 非構造部材の耐震化の推進 (学校運営課)

学校施設の安全性の確保を目的に、耐震補強の済んでいる建物の構造体以外の外装材、内装材、照明器具、設備機器などの非構造部材について、専門家の調査に基づき耐震化を進めます。

2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

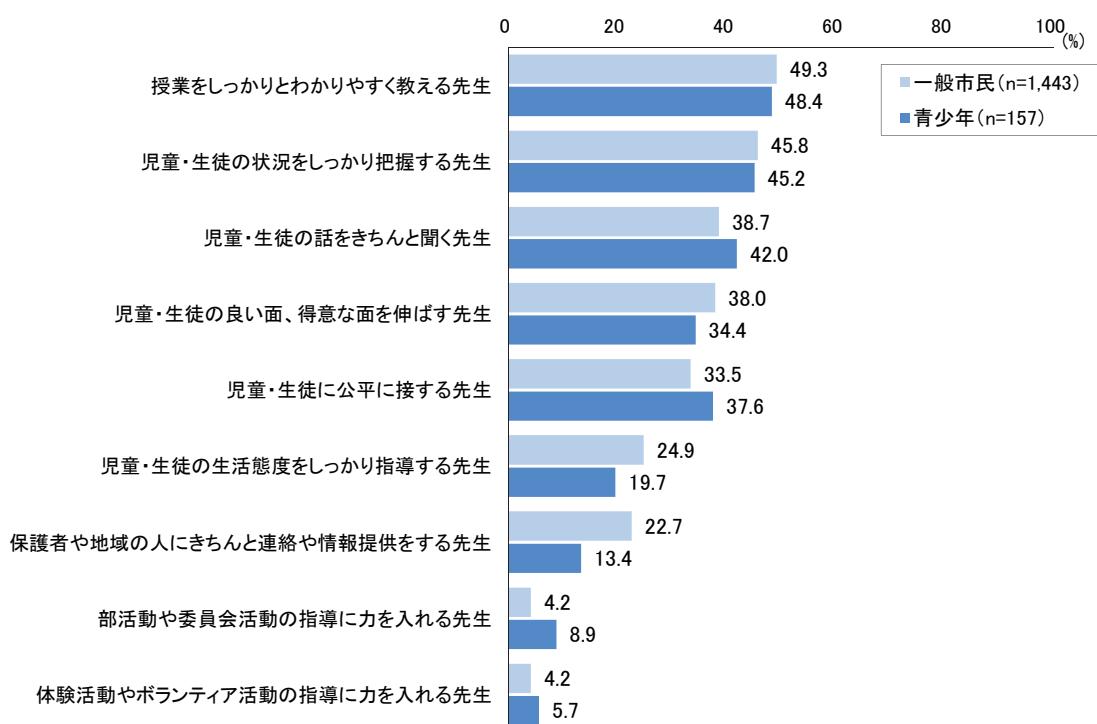
(3) 学校経営改革の推進

(3) 学校経営改革の推進

《現状・課題》

- よりよい学校運営を進めていくためには、保護者や地域住民の意見を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが必要です。
- 学校教育の充実は、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きくなっています。そのため、教員には、熱意と使命感をもち、子どもたち一人ひとりの優れた資質や可能性を伸ばし、育てていくことができる指導力が必要であり、専門職としての高度な知識・技能、総合的な人間力を備えた魅力ある人材を育成していくことが大切です。アンケート調査の結果では、望ましい小学校・中学校の教師像として、「授業をしっかりとわかりやすく教える先生」、「児童・生徒の話をきちんと聞く先生」、「児童・生徒の良い面、得意な面を伸ばす先生」などがあげられています。

西東京市の小・中学校の先生は、どのような先生が望ましいと思いますか



① 学校組織の活性化

各学校が「学校経営計画」に基づいて進めている学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する取組を支援していきます。また、学校の教育活動をより活性化できるよう、地域住民が参画している学校運営連絡協議会※を一層充実させていきます。

■ 学校経営計画の活用（教育指導課）

学校ごとに作成した「学校経営計画」において、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題について、学校だよりやホームページなどを通して市民への公表を積極的に進めます。また、学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の組織的な取組を支援していきます。

■ 地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実（教育指導課）

学校経営に関する情報を地域に公開し、学校に対する市民の評価や提言を積極的に取り入れ、学校をより活性化できるように、全市立小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会を充実させていきます。

■ 教職員の経営参画意識の向上（教育指導課）

管理職、主幹教諭などの中核教員、学校事務職員、用務職員、栄養職員、非常勤教員などが、地域との連携の促進や予算の有効活用などについての共通理解を図り、分担することによって、学校経営への参画意識を高めます。

《用語解説》

学校運営連絡協議会

学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携のあり方などについての協議・提言を目的とし、学校職員・保護者・地域関係者などで構成される。

2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

（3）学校経営改革の推進

② 教職員の資質・能力の向上

現在、人事考課制度を活用した教職員の資質の向上や能力開発、次代を担う人材の育成、研修・研究体制の充実の推進が行われています。

今後、これらを継続的に実施しながら、学校と保護者の円滑なコミュニケーションを推進していきます。

■ 教員が子どもたち一人ひとりに向き合う環境づくり（教育指導課）

教員の負担軽減を図るため、各種調査の見直し、教育現場の情報化、事務の簡素化・委託化などを推進し、教員がゆとりをもって、子ども一人ひとりに目を向け、向き合うことのできる環境づくりを進めます。

■ 教職員の研修・研究体制の充実（教育指導課）

研究奨励事業において、その成果を具体的に日々の授業などで活かす方策を検討し、学校の組織的な校内研修・研究のより一層の充実を図ります。また、教員の実践的指導力の向上を推進し、教育委員会及び東京都教職員研修センターが行う研修への参加や体験を伴う研修を取り入れるなど内容を充実させ、ICT^{*}環境を活用できる能力や情報化・国際化に対応できる指導力の向上を目指します。また、情報モラル^{*}に関する研修などを通じて、教職員一人ひとりが「西東京市学校情報セキュリティポリシー^{*}」を理解・遵守することで、情報セキュリティの向上を図ります。

■ 学校と保護者との円滑なコミュニケーションの促進（教育指導課）

学校ホームページや学校公開などを通して学校における教育活動を積極的に公開したり、その様子をホームページなどに掲載したりするとともに、長期休業日などを活用した保護者会や個人面談などを通して保護者とのコミュニケーションの機会をより一層促進します。

《用語解説》

西東京市学校情報セキュリティポリシー

西東京市立小・中学校が保有する情報資産に関するセキュリティ対策を総合的、体系的にまとめたもの

③ 学校評価・学校訪問監査の実施

学校経営改革の推進の中で、適切な学校運営がなされ、学校経営の質の向上が図れるよう、学校教育法施行規則に基づく学校評価や教育委員会による学校訪問監査を適宜実施していきます。

■ 学校評価とその結果に基づく改善の実施（教育指導課）

保護者や地域の学校関係者が学校を適正に評価できる仕組みづくりを工夫し、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、学校運営や教育活動の改善・充実及び教職員の資質・能力の向上に向けた改善を図ります。

■ 教育委員会による学校訪問監査の実施（学校運営課、教育指導課、教育企画課）

教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録、また、執行に係る契約関係書類や備品登録台帳などについての監査を定期的に行い、服務や執行管理などの適正化を図っていきます。

3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

(1) 通常の学級での個に応じた支援の充実

(1) 通常の学級での個に応じた支援の充実

《現状・課題》

- 「特殊教育」から「特別支援教育」への転換により自閉症、学習障害、ADHDが注目されるようになりました。それらは総称して「発達障害※」としてとらえられていますが、発達障害は、周囲の人から理解が得られにくいと言われ、目立った問題行動がなく、本人だけが困っている場合には、周囲の教員や保護者が気づかないでいることも少なくありません。こうした児童・生徒一人ひとりが抱える様々な生活上または学習上の困難さに対して、きめ細かく支援を行っていくことが必要です。

そのためには、問題の所在を的確に把握することが必要であり、学校での指導を進めていく中での教員による「気づき」が大切です。また、家庭や、就学前の支援機関の支援・指導からもたらされる情報を、引き継ぐことも大きな意味をもつことになります。

さらに、それらの情報を整理し、学校が組織として、その情報を共有することが児童・生徒への支援の充実のためには欠かせません。こうして、情報を整理・分析し、対応策の方針を立て、具体的な支援を円滑に展開することにより、PDCAサイクル※にのっとった支援を発展継続していくことが必要です。

- 東京都教育委員会では、「特別支援教室※」の構想を打ち出しており、モデル事業を平成24年度から実施しています。これらの動向も踏まえつつ、西東京市において「特別支援教室」の構想を実現していくには、上記のような支援の考え方沿って、校内支援体制を充実させていく必要があります。さらに、学校単位の問題としてではなく、教育委員会全体で学校をバックアップしていくシステムの構築が必要になります。

《用語解説》

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法第2条第1項より）

PDCAサイクル

Plan／Do／Check／Actionの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で示されている新構想で、教育課程の大部分を在籍学級で学ぶことが可能であるが、より円滑に集団生活に適応できるよう、対人関係のスキルなどに関して一部特別な指導を必要とする児童を対象とした各小学校に設置する教室

① 各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築

一人ひとりの子どもの教育的ニーズに対するきめ細やかな指導・支援を充実させ、継続して取り組んでいくことができるよう、各学校を教育委員会が支えていくなど、市全体の体制を整えていきます。

■ 専門家派遣による支援（教育支援課）

一人ひとりの子どもの教育的ニーズの的確な把握に努め、その対応に関する基本方針や、具体的な支援策の検討など様々な場で、教育支援アドバイザーや巡回相談員など、専門家派遣による校内委員会への助言を行い、きめ細かな指導、支援の充実を図ります。

■ 指導や支援を充実させる計画策定の工夫（教育支援課、教育指導課）

一人ひとりを大切にする教育を推進するにあたり、「個別の教育支援計画※」などの様式を全市立小・中学校統一のものにして作成し、教育委員会による専門家派遣制度と併せて活用を進めます。さらに、通級、特別支援学級との指導の連続性をもつように、教育支援ツール※の充実を図ります。

■ 不登校未然防止対策（教育支援課、教育指導課）

不登校が小学6年生から中学1年生にかけて増加する傾向にあります。既に小学校時代に何らかのサインが現れていることが多いことに着目して、小学校と中学校が連携して、情報交換や協議を行い、校内でチームを組んで、初期対応を図ることで、「中1不登校未然防止」に引き続き取り組んでいきます。

《用語解説》

個別の教育支援計画

児童・生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、対応を進めるために作成する。学校が方針を定め、保護者や他の支援機関との連携を進め、指導の効果をあげるために活用する。

教育支援ツール

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめたもの。「一覧表」「個別の教育支援計画」「個別指導計画」などが含まれる。教育委員会が全市立小・中学校をバックアップしていく際のツール（道具）としても機能する。

3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

(1) 通常の学級での個に応じた支援の充実

② 多様な教育資源の拡充

通常の学級に学ぶ児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習・生活支援のための環境を整え、適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

■ 校内支援の充実（教育支援課、教育指導課）

通常の学級での校内支援を充実させるため、指導補助員など人材の活用について検討します。

■ 通級指導の充実（教育支援課、教育指導課）

小集団指導と個別指導をバランスよく組み合わせたこれまでの成果を、より発展させる仕組みを作っていきます。

■ 適応指導教室や不登校ひきこもり相談室の充実（教育支援課、教育指導課）

様々な要因による不登校の児童・生徒を対象にした、適応指導教室「スキップ教室」※の整備拡充に努めます。在籍学校や家庭との連携を深め、児童・生徒の心や生活の安定、個に応じた学習指導により、学校復帰や社会的自立への支援を行います。

また、ひきこもり傾向にある児童・生徒や、義務教育終了後、進学や就職などをせず社会との接点が希薄になっている若者やひきこもり状態にある若者の社会的自立への一歩を支援する、不登校ひきこもり相談室「Nicomoroom」を充実させます。

■ 外国語を母語とする児童・生徒への教育の充実（教育指導課、文化振興課）

外国語を母語とする児童・生徒や海外帰国児童・生徒の多くは日本語を話せないため、学校生活に適応することが困難な場合には、関係機関と連携を図りながら日本語適応指導などを行います。

《用語解説》

適応指導教室「スキップ教室」

様々な理由から不登校になっている市立小・中学校の児童・生徒に対して、指導員との関わりやグループ活動を通して、悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるよう指導し、学校復帰を目指すことを目的とした教室のこと。

(2) 特別支援学級の発展と充実

《現状・課題》

- ・ 特殊教育から特別支援教育への転換、発達障害者支援法などに基づく様々な施策も進められ、発達障害※に対する教育に注目が寄せられています。また、特にここ数年、通級や通常の学級での指導において、課題としてあげられているのは、親子関係や家庭環境など環境の要因に遡って原因が考えられる事例の増加です。教室での適応が難しくなっていたり、学習面での課題があつたりして、個別の支援の必要性が高い事例があります。学校教育の中では「情緒障害教育」という枠組みで制度化されていますが、医療、心理、家庭支援など様々な領域からの支援が必要なこと多く、実際の対応では、困難を抱えている状況です。
- ・ 固定制の特別支援学級への就学や転学及び通級の利用に際しては、就学支援委員会及び通級入級委員会がそれぞれ開かれ、個別の事例についての検討がなされ判断されています。しかし、数十年にわたる積み重ねの上に立って取り組まれている教育実践内容が、次々と変更されてきた制度にかなったものになっているか、あるいは、最新の実情に応えうるものになっているか、全体的な視点から見直すことが必要になってきています。
- ・ すべての子どもの支援の必要性をとらえて対応していくときに、固定制の特別支援学級がどういう役割を果たしていくか、西東京市としての考え方を整理していくことが課題です。

3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

(2) 特別支援学級の発展と充実

① 知的障害教育・自閉症教育・情緒障害教育の充実

すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズをとらえ、通常の学級での支援の充実と併せて、特別支援学級の充実、発展を図ります。その中で、一人ひとりの生活や学習上の困難を改善、克服し、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支えていきます。

■ 学級の整備（教育企画課、教育支援課、教育指導課、学校運営課）

これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。今後、対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行っていきます。また、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。

■ 特性に応じた教育課程と教育内容の充実（教育指導課、教育支援課）

市立小・中学校の特別支援学級において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、知的障害、自閉症、情緒障害のそれぞれの実態に応じた教育課程を編成します。その方針のもと、各学級での指導を充実させるために、教員研修などを充実させます。特に、児童・生徒の一人ひとりの特性や、障害の程度などに配慮し、指導・支援の継続発展を図ります。特別支援学校との連携も進めています。

■ 副籍制度※による交流等の実施の支援（教育指導課、教育支援課）

特別支援学校に通う児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校からお便りやお知らせを定期的に受け取ったり、学校の行事に一緒に参加したりするなど、地域との関わりを維持・継続していくけるような交流の方法や内容を検討し、充実を図ります。

《用語解説》

副籍制度

特別支援学校の児童・生徒の希望者で、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

(3) 教育相談の発展的展開

《現状・課題》

- ・ 社会生活が複雑多様化する中、子どもたちの育つ環境も様々となっています。都市化による地域の子育て支援機能の弱体化（地域との関係の希薄化）や核家族やひとり親家庭の増加などにより、保護者が孤立し、子育てにまつわる不安や負担感は増しています。また、転居による環境の変化、家庭環境の変化、家庭の経済状況の変化などは、保護者にとっても不安や心配をもたらします。
- ・ 子ども一人ひとりが健全に発達・成長するためには、安心・安全な環境が大切になります。さらに、自己肯定感を育むこと、他者の存在や感情、周囲の状況に対する感受性、共感性を高め、心豊かな人として育ち、人間関係形成能力や自己表現力を育てるための心理的支援が必要となります。
- ・ 身近な地域の中で、広い範囲の人間に開かれ、子どもの成長、教育に関する幅広い相談に、深刻なものから日常的なものまで応じる機能として教育相談センターを運営しています。これまで、子どもや保護者、関係者が庁舎を訪ねる「来所」による方法と、相談員が学校や保育園、家庭などに出向く「アウトリーチ」の方法の二つを両輪として運営を進めてきました。
- ・ 今後は、これらをさらに発展させ、子どもや保護者、学校のニーズに応えていくことが課題です。また、事故や災害などの突発的な事態にも、子どもたちの心理的ケアを最優先に考えていくことも不可欠です。相談員の専門性の向上も一層充実させる必要があります。
- ・ 子ども一人ひとりの個に応じた支援のために、高度な専門性を備えた相談員を配置することも重要な課題となります。

3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

(3) 教育相談の発展的展開

① 相談機能の充実

近年、発達障害※が注目され、子どもの学習・行動面の問題を脳機能でとらえる視点が広まり、きめ細かい指導・支援が可能になりつつあります。今後は、子どもの成長に影響を及ぼしているその他の複雑な要因、例えば、情緒的親子関係や愛着障害などの目を向けていく心理的要因も的確にとらえ、子どもの成長を支援する体制を、より一層充実させます。

将来、子ども一人ひとりが社会に参加し、心豊かに生活できる大人に成長していくように、子どもの全体像を理解して、専門性の高い適切な支援を行っていきます。

■ 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制（教育支援課）

心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピー※などの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。

また、子どもや保護者にとっての身近な在籍校においても、教育相談機能が充実するよう、様々な形で支援していきます。

就学相談においては、適切な就学の推進を図るため、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえて、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。

■ 一人ひとりの状況を的確にとらえる専門性の向上（教育支援課）

心理カウンセラーに対し、各領域に精通した精神科医や臨床心理士による専門研修の実施や日常的なカンファレンス（事例検討会議）を実施することなどにより、専門性の向上と、カウンセリング機能の充実を図ります。

《用語解説》

プレイセラピー

遊びを媒介にして、セラピスト（治療者）との関わりの中で、子どもが感じたり考えたりしながら、自分を理解し、自分で決めたり行動できるように、成長を促す心理療法

■ 社会の情勢や変化をとらえ、その課題に応えていく専門性の向上

(教育支援課、教育企画課、教育指導課、社会教育課、健康課、生活福祉課、
高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、
子ども家庭支援センター、協働コミュニティ課、危機管理室)

社会情勢や社会的事件、災害などが子どもや家族に与える影響を的確にとらえ対応できるよう、専門的な知識を身に付け、柔軟に対応できる体制を整えます。

子どもの家庭状況による福祉的な課題などに対して、子どもの生活の基盤を安定させることを目指し、福祉部や子育て支援部など、また外部関係機関との連携を図っていきます。

学校においても、子どもの置かれた環境への働きかけや関係機関との連携を進めるスクールソーシャルワーク※を充実させていきます。

《用語解説》

スクールソーシャルワーク

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行うこと。

3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

(3) 教育相談の発展的展開

② 部局横断的ネットワークの充実

庁内にある様々な支援機関が領域ごとに独立している状況から、それらを有機的に機能させるため、部局を超えて、庁内各課をつなぐ相談事業連絡会などを活用することにより、様々な問題の早期発見・早期対応を図っていきます。

■ 庁内各課をつなぐ相談事業連絡会などの活用

(秘書広報課、企画政策課、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター、産業振興課、協働コミュニティ課、教育企画課、教育指導課、教育支援課)

子どもに関する様々な問題を、多面的な視点から早期発見し対応できる体制を整えるため、相談業務を持つ庁内各課が連携し、相談事業連絡会などの活用を進めていきます。

特別な支援を要する子どもに関しては、個に応じた支援として、乳幼児期から学齢期、就労、高齢期までの連続した支援を目指して、部局横断的に検討していきます。

■ 学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実

(教育支援課、教育企画課、教育指導課、健康課、生活福祉課、障害福祉課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)

すべての未就学児に就学支援シート※を配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。また、教育支援ツール※に組み込むことにより、小学校入学後の校内支援に役立てます。

関係各課との連携を強化し、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。さらに、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。

《用語解説》

就学支援シート

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともにまとめて、小学校などに引き継ぐシートのこと。

(4) 教育実践を支える情報活用と研修等の充実

《現状・課題》

- ・ 個のニーズに対応した教育について、学校や教員個人などを対象とした、様々な研修を行い、実践しています。これらを、すべての学校や学級、教員一人ひとりに浸透させるため教育委員会による体系的な研修、各学校での実践研究、校内研修、専門家派遣を受けてのOJT^{*}の充実などが必要です。
- ・ 多くの教育課題がある中で、効率的に支援、指導に取り組むには、様々な工夫が必要です。各学校をつなぎ、実践の成果を共有し、市全体の教育力を高めていくことが課題となっています。

《用語解説》

OJT

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性」「理解度」「気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成するすべての活動のこと。

3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて**(4) 教育実践を支える情報活用と研修等の充実****① 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の発展**

個に応じた指導の充実を図るために、教育委員会と学校が連携して校内組織の活性化を図ります。また、教員研修や校内研究、各学校の実践の共有化などにより、内容の充実・発展を図ります。

■ 研修の充実（教育指導課、教育支援課）

職層ごとの課題に応じた研修や連絡会などを通して、特別支援学級教員の専門性向上のための研修を実施します。また、併せて校内委員会への専門家派遣によるOJT※を充実させます。

■ 小・中学校での教育実践の充実のための情報の発信（教育支援課、教育指導課）

教員研修や連絡会をはじめ、校務支援システム※などを活用して、教育実践例や教材などの情報を発信していきます。また、特別支援教育コーディネーター※の連絡会を開催することにより、教育支援ツール※を活用して実践した指導・支援例について、市全体での共有を進めています。

■ 個に応じた小・中学校での教育実践を支えるシステムの構築

（教育支援課、教育指導課）

学年替わりや小学校から中学校への進学の際に、指導に関する情報が確実に引き継がれるよう、教育支援ツールを活用したシステムを構築します。このシステムをより教育実践の向上に役立つものとするため、年度ごとに見直し、修正を重ねていきます。

《用語解説》**校務支援システム**

情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などを担う職名

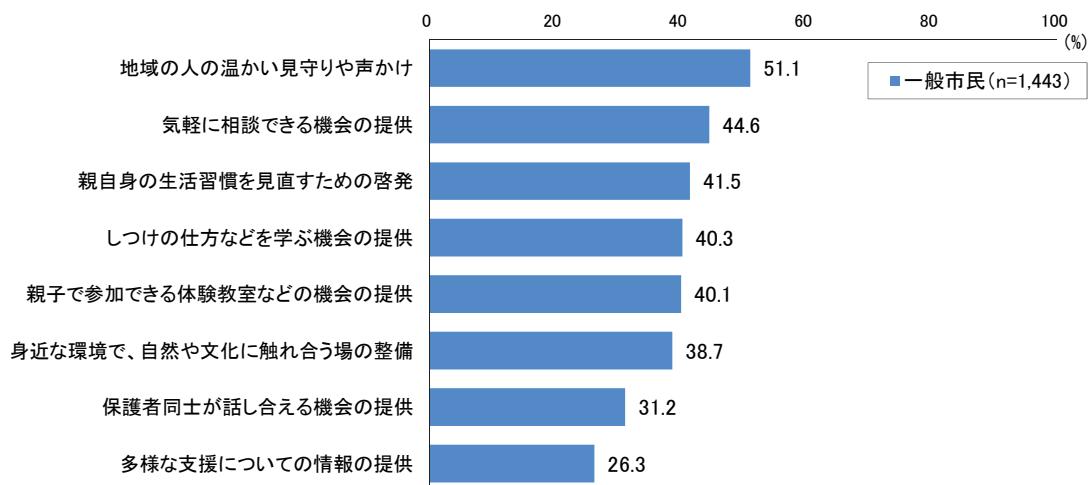
4 社会全体での教育力の向上に向けて

(1) 家庭の教育力向上の支援

《現状・課題》

- 西東京市教育計画策定懇談会における議論では、最近の子どもたちは親や大人から「しかられる、ほめられる」経験が少なくなっています。将来、この子どもたちが親になったときのことをもしっかりと考え、子どもたち一人ひとりにきちんと向き合い、親や大人がきちんと「しかり、ほめる」ことが大切だと指摘されています。また、自信をもてなくなった親に対して、周囲がどのような支援をしていくのか、具体的に検討していく必要だと意見が出されています。
- 子どもが社会性を身に付けていくためには、家庭の教育力の向上が求められます。親と子がともに成長できるような講座の実施や保育付サークル活動を支援し、親子を取り巻く地域の人々の温かな見守りや気軽に相談できる人材や場所の確保が必要です。今後も地域の人々の理解とつながりを深められるよう継続的な支援に努めていくことが課題です。
- アンケート調査の結果では、家庭教育を強化するために必要な支援として、「地域の人の温かい見守りや声かけ」、「気軽に相談できる機会の提供」「親自身の生活習慣を見直すための啓発」などが多くあげられています。

「親が子どもに教え、子どもを育む力」を養うために、必要な支援は何だと思いますか



4 社会全体での教育力の向上に向けて

(1) 家庭の教育力向上の支援

① 地域ぐるみによる家庭教育支援の関係づくり

身近な地域の施設が連携・協力することで、地域全体で子どもの育ちや家庭の教育力の向上を支える家庭教育支援のネットワークを形成し、子育てや家庭教育における様々な課題の把握と情報の共有化に努めます。

また、子育て・親育ちへの相互支援的な関係が地域に育まれるよう、様々な事業を充実させていきます。

■ 関係機関との連携促進

(社会教育課、公民館、教育支援課、健康課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)

地域全体で子どもの育ちや家庭の教育力の向上を支えるため、庁内で連携して子育てや家庭教育における課題を把握し、必要な支援について考えていきます。

また、子育てが困難な状況にある家庭の場合、それを多面的な視点から早期発見し、教育的支援・福祉的支援や地域の支えを適切に行う体制を整えるため、外部機関を含めた関係部署間の連携を促進していきます。

■ 家庭教育支援に関する課題・情報の共有

(社会教育課、公民館、教育支援課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)

幼稚園や保育園、学校、学童クラブや児童館、子ども家庭支援センター、教育相談センターなどが連携して、子育てや家庭における課題を把握し、必要な情報の共有化に努めます。

■ 地域における子育て支援環境づくり

(社会教育課、公民館、健康課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)

子育て・親育ちへの相互支援的な関係が地域に育まれるよう、子育て期の市民だけではなく、世代を超えて市民がともに学び、交流する視点をもった子育て支援事業の充実を図ります。

■ 家庭教育支援の専門家・協力者の活用

(教育支援課、生活福祉課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)

民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、地域の協力者など、子どもの家庭教育支援の専門家や協力者と相互連携を図りながら、市民が気軽に相談していく環境づくりを進めます。

② 家庭教育に関する学びの機会の充実

公民館、図書館などの事業や家庭教育支援のネットワークを活かし、家庭教育に関する学びの機会を充実させます。

■ 子育てに関する学習機会の充実

(公民館、図書館、健康課、子育て支援課、保育課、児童青少年課)

親と子が、ともに成長できる講座や保育付サークル活動を通して、学びの機会を提供し、地域とのつながりを深められるような継続的な支援に努めます。

また、ブックスタート事業の実施により、絵本を通して親と子の心の通じ合い、啓発に努めます。

■ 子どもに関する相談事業の充実

(教育支援課、保育課、子ども家庭支援センター、健康課)

地域子育て支援センターとして機能する基幹型保育園や、子ども家庭支援センターと連携しながら、子どもの育ちに関する悩みや不安に対して、保護者からの相談に応じるとともに、適切な窓口の紹介や情報提供などの支援を行います。



4 社会全体での教育力の向上に向けて

(2) 社会教育の特色を活かした青少年教育の支援

(2) 社会教育の特色を活かした青少年教育の支援

《現状・課題》

- 青少年が自立した人間として成長するためには、家庭、学校、地域で豊かな学習体験を積み重ねていくことが重要です。特にこの時期は、学校教育以外の遊びや生活、地域活動を通じて様々な経験をすることが大切です。
- 青少年が豊かな体験を重ねるためには、青少年にとって居心地の良い場所があることが重要です。事業設定にあたっては、関心の高いテーマや時間帯、曜日への配慮が必要です。青少年からの声を反映できるよう、アンケート調査の実施や学校などへの協力依頼をしていくことも重要です。
- アンケート調査では、平日の学校以外の過ごし方をみると、小学生・中学生の約2割が「自宅でひとりで過ごすことが多い」と回答しています。そのうち、小学生の約2割、中学生の約4割は「特に何もせず、ぼーっとしたり、寝たりしている」状況となっています。今後は児童・生徒が学校の授業以外でも、有意義に過ごせるよう、居場所の整備や、過ごし方を学ぶ機会を作っていく必要があります。

学校の授業以外では、主にどうやって過ごすことが多いですか

(%)

	部活動に参加する	友だちと遊ぶ	家族と過ごす	自宅でひとりで過ごす	塾や習い事に行く	地域の行事や活動に参加する	その他
小学生 平日(学校が終わってから) n=1,166	—	56.5	15.1	18.5	47.4	1.7	4.5
中学生 平日(学校が終わってから) n=1,140	69.2	17.5	13.8	19.7	30.4	2.6	1.8



(自宅では)何をして過ごしていますか

(%)

	テレビやDVDなどを見る	ゲームをする	勉強をする	マンガや雑誌を読む	読書をする	音楽を聞く	パソコンやインターネットをする	家事や家の仕事を手伝いをする	その他	特に何もせず、ぼーっとしたり、寝たりしている
小学生 平日・休日 n=331	57.4	55.6	53.2	43.8	34.1	33.5	30.8	26.3	8.8	22.7
中学生 平日・休日 n=377	68.2	51.2	34.0	52.5	31.3	62.9	57.0	19.1	8.8	44.6

① 放課後支援や週末の体験・交流活動等の場づくり

放課後や週末などに、学校施設や地域の公民館、図書館、西原総合教育施設やスポーツ施設などの公共施設を活用し、青少年の安心・安全な活動拠点を設けます。加えて、市民との協働で学習活動の様々な体験・交流活動などの場や適切な遊びの場づくりを促進します。

■ 青少年の居場所づくり（公民館、図書館、児童青少年課）

公民館、図書館などが青少年の居場所として機能し、居心地の良い、利用しやすい施設としてだれもが使用できるような環境づくりに努めます。また、講座の開催などを通じて、青少年が自らの意思で地域活動に参加する機運を高める機会の提供を進めます。

■ 学校施設を活用した事業の充実（社会教育課、学校運営課）

学校施設を活用し、放課後などにおける子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを地域住民の参画を得て実施します。

■ 青少年を対象とした学習機会の充実（公民館、児童青少年課）

公民館において、青少年を対象とした学習機会を充実させ、青少年が正しい知識を習得したり、自己解決能力を高められるような支援を行います。

また、青少年が社会の一員として自覚し、成長できるような世代間交流やあらゆる機会を通して、新たな気づきや発見が得られるような学習の機会を支援します。

4 社会全体での教育力の向上に向けて

(2) 社会教育の特色を活かした青少年教育の支援

② 青少年活動への支援

青少年が自分の興味・関心に応じて、地域で継続的に多様な活動ができるよう、青少年活動を支援します。そのため、地域や学校との連携を促進し、学習成果発表などの充実、イベントへの参加促進などを図ります。

■ 青少年活動団体の支援（公民館、児童青少年課）

青少年が、自分の興味・関心に応じて様々な活動ができるよう、青少年の自主的なサークル活動や青少年を対象とした活動を行う団体を支援します。

■ 青少年の学習成果発表の場の充実（公民館、児童青少年課）

青少年の学習意欲を高めるために、展示会や発表会など、学習成果を発表する場や機会を充実させます。

■ 新たな支援者の育成・活用（公民館、図書館、児童青少年課）

公民館、図書館などが中心となり、青少年や親の体験活動へのニーズを把握しながら、新たに必要となる支援者の育成・活用などを行います。特に、青少年の地域活動に意欲をもち、知識や技術を持った人材を積極的に活用することで、異世代との交流も進めています。

■ コミュニケーション能力の向上（公民館、教育指導課）

青少年が自分の個性を生かし、他者との良好な関係を築くために必要な「伝える力」や「聞く力」などのコミュニケーション能力の向上を目指した学びの場を提供します。

■ 将来像の形成（教育指導課、公民館）

小・中学校における進路指導や生き方に関する学習を通して、青少年が自らの未来や将来像についてイメージし、目的意識をもって充実した日々を送れるための教育の充実に努めるとともに、公民館において青少年対象講座などによる学びや活動の機会を提供し、青少年の将来像の形成を助けます。

■ 青少年の社会参加等の促進（公民館、図書館、児童青少年課）

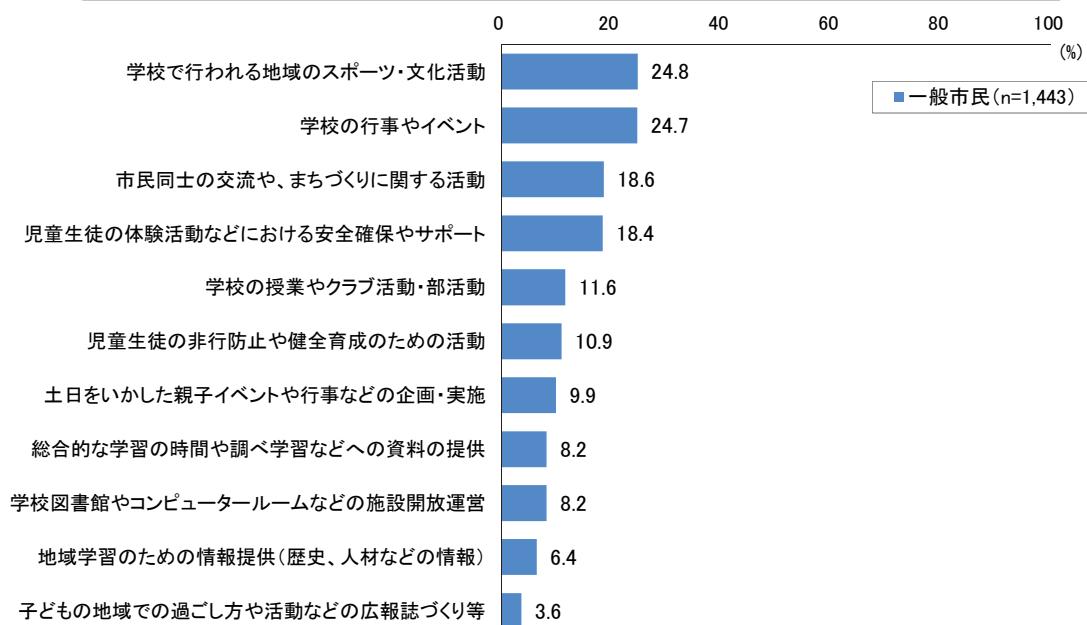
青少年が社会の一員として地域や社会に関心をもち、社会的・職業的な自立に向けた自主活動や就労につながるような学びの機会を提供します。

(3) 活力のあるコミュニティづくり

《現状・課題》

- 社会全体での教育力の向上には、活力のあるコミュニティが市民の学習を支え、市民の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立が必須です。そして地域住民の教育活動への参画の促進、とりわけ地域での教育支援活動の拡充を図り、学校などを拠点とした連携・協力の体制を築き上げていくことが大切です。西東京市においても、市民の参画により、学校施設開放事業や地域の生涯学習事業を進め、学校と地域社会の協力体制づくりに取り組んでいます。
- 地域力を高めるためには、近隣地域住民とのコミュニケーションを図る必要があります。そのためには、日常的な対話や協力関係を築いていくことのできる事業の展開、講座の実施について積極的に取り組んでいくことが課題です。また、市民活動団体などとの連携強化に努め、地域人材の発掘とその育成を推進していくことが大切です。
- アンケート調査の結果では、参加・協力してもよい身近な小学校・中学校の取組やそこを拠点として行われる地域の活動として、「学校で行われる地域のスポーツ・文化活動」や「学校での行事やイベント」などをあげる市民が多くなっています。

参考：参加・協力してもよいと思う「学校の取組」や「学校を拠点とする活動」は何ですか



4 社会全体での教育力の向上に向けて

(3) 活力のあるコミュニティづくり

① 学校を拠点とした地域全体における教育力の向上

小・中学校と地域コミュニティとの結びつきが大きく求められる中、地域コミュニティの姿も大きく変わりつつあります。今後、地域コミュニティと小・中学校との結び付きを人的交流、施設利用など、様々な面から深める必要性があります。今後も引き続き、学校施設の活用を中心とした社会教育事業の実施を通じて、小・中学校と地域コミュニティとの結び付きをより深め、学校教育と社会教育との融合を図ります。

■ 学校を活用した活動拠点づくり（社会教育課）

学校施設開放運営協議会と協力して、学校施設などの有効活用を図りながら、地域住民の自主的な社会教育事業を支援します。地域住民が主体となった拠点づくりを進めるため、地域での活動の担い手への積極的な支援を行います。

また、地域開放のための学校施設の整備の充実や開放に向けた条件整備を行い、社会教育活動拠点としての機能充実を図ります。

■ 子どもの読書環境の充実（図書館、教育指導課）

西東京市は、子どもたちの読書に関する関心が高く、先進的に取り組んでいる地域です。平成23年度には、周知と推進を目的に読書活動に関わる地域の協力を得て「子どもの本まつり」を開催しました。今後も「西東京市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域及び図書館、学校などをはじめとする関係機関が、子どもたちの読書環境を整備し、活動を充実させるための取組を推進します。



② 地域の教育資源を活用した人づくり・まちづくりの推進

地域の担い手が様々な分野で活動できるよう、学ぶ場を提供するとともに、市民活動団体などとの連携・協働による社会参加活動を推進していきます。

■ 地域の担い手等の人材発掘・育成（社会教育課、公民館）

社会教育施設や事業で市民が活躍する場を増やし、地域の担い手となる人材の発掘・育成に努めます。公民館では、地域の課題を共有し、解決に向けた「学び合いの場」を提供する中で、長期的視点での人づくりを目指します。

■ 市民活動団体、事業者等との連携・協働による推進（公民館、協働コミュニティ課）

公民館は、他課との連携・協働を図るとともに、NPOを含む市民活動団体との協働による社会参加活動を支援し、地域の教育資源を活用した人づくり・まちづくりを目指します。西東京市では、平成20年に市民協働推進センターゆめこらぼを開設して協働の推進に努めています。今後も同センターなどを活用しながら、地域の活性力として地域で活躍する市民などとの連携・協働を図り、協働によるネットワークづくりを進めていきます。

■ 文化財を活用した地域の活性化（社会教育課、教育指導課）

学校教育において、郷土の歴史や文化、伝統文化などに触れる機会を増やし、地域への愛着を育て、地域づくりを担う次世代の育成を目指します。また、文化財の活用や保護に関する市民参画事業やボランティアの活用を推進し、市民力を高めます。

また、文化財を核としたまちづくりに市民力を活かし、地域で市民や団体との協働事業を推進し、地域の活性化や地域力の向上を図ります。

4 社会全体での教育力の向上に向けて

(3) 活力のあるコミュニティづくり

③ 地域との連携による安心・安全の確保

西東京市では、これまで、地域の住民や団体との連携を図りながら、地域安全マップづくりや防犯ブザーの配布、防犯マニュアルの整備、防災訓練などを通じて、子どもたちの安心・安全の確保を進めてきました。

また、学校避難所運営協議会を設置し、地域の防災体制の構築を図ってきました。

今後もこれまでの取組を継続するとともに、警察と市が連携したリアルタイムの情報発信や、近隣市と連携した広域的な情報共有における仕組み、市民との連携などについても検討を進め、子どもたちの安心・安全の取組を進めていきます。

■ 学校や地域による防犯体制の強化

(教育企画課、教育指導課、危機管理室、児童青少年課)

子どもたちが地域に出て「安全マップ」を作成することで、自ら「安全」についての認識を高め、行動することができるよう促すとともに、学校施設の巡回警備の実施や防犯マニュアルなどの整備を進め、児童・生徒の登下校時の安全を守るために防犯ブザーの配布も行います。また、保護者・育成会・地域との協力によるセーフティ教室の実施、スクールガード・リーダー^{*}との連携強化、地域パトロールの実施、子ども 110 番ピーくんの家^{*}など、今後も安全管理体制を一層充実させていきます。

■ 不審者情報ホットラインの充実

(教育指導課、危機管理室、子育て支援課、保育課、児童青少年課)

現在、警察からの情報提供や地域の方からの不審者情報の通報があった場合など、教育委員会と危機管理室や子育て支援部などとの連携による情報共有を行い、市内の学校・幼稚園・保育園・児童館・学童クラブなどへの連絡を行っています。今後は、隣接する区市とのネットワークの充実を検討していきます。

《用語解説》

スクールガード・リーダー

学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。スクールガード・リーダーは、各小学校が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理のあり方について指導・助言を行う。

子ども 110 番ピーくんの家

PTA、保護者の会、青少年育成会、防犯協会、田無警察署などの協力を得て開設している。子どもが不審者などにより被害を受けたり、身の危険を感じて助けを求めたときに保護し、状況によっては 110 番通報をする。

■ 地域と連携した防災教育の充実（教育指導課、危機管理室）

東京都が作成した児童・生徒用学習資料を活用し、子どもたちの地震災害などに関する基礎的な知識の習得を図るほか、西東京市立学校災害時対応マニュアルに基づいた防災訓練などを小・中学校全校で工夫し、学校と地域が連携した防災教育訓練の普及を図ります。

■ 地域全体の防災意識の向上（教育企画課、教育指導課、公民館、危機管理室）

全市立小・中学校に設置されている「西東京市立学校避難所運営協議会」において、学校が避難施設となった場合を想定し、あらかじめ平時において学校と地域住民などが連携して避難施設の運営・管理などについて協議していきます。併せて、円滑な避難施設の開設に向けた体制の構築、地域の防災意識の向上などについて協議を進めています。

公民館では、防災に関する正しい知識を持ち、災害発生時には自らが考え、行動できるような「自助」の取組に向けた学びの場を提供します。また、避難訓練や各種講座などを通じて、地域における防災活動の中核を担う人材を養成するなど、「共助」に向けた取組の強化を図ります。



4 社会全体での教育力の向上に向けて

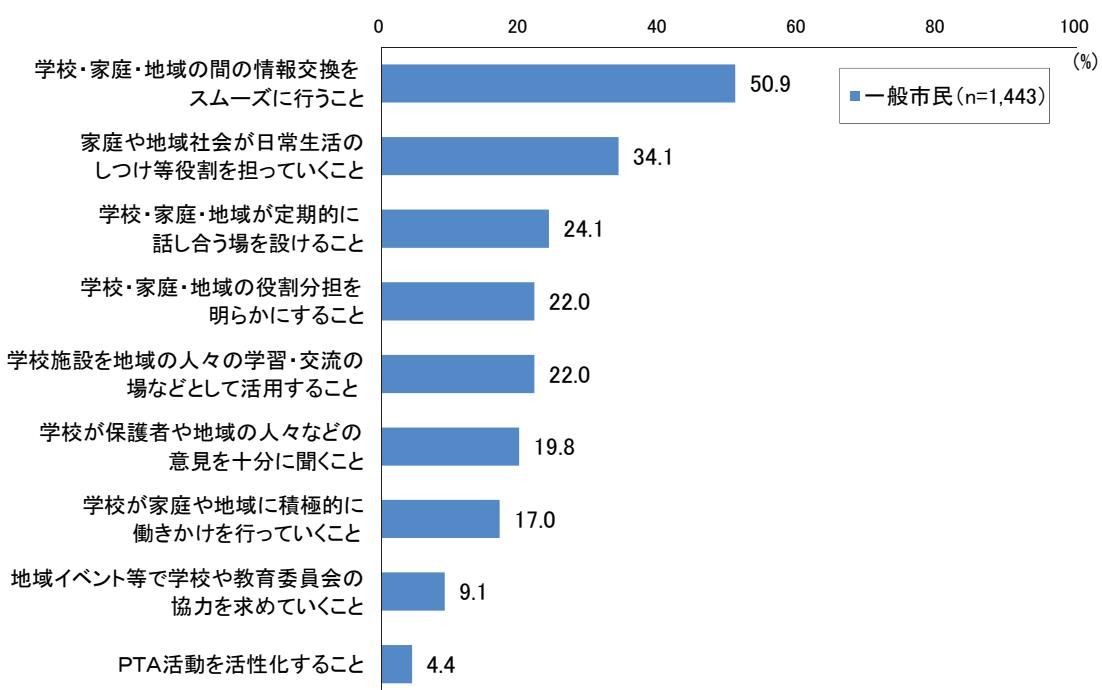
(4) 学校・家庭・地域・行政の連携強化

(4) 学校・家庭・地域・行政の連携強化

《現状・課題》

- 教育をめぐる課題に対応していくには、学校だけで取り組むのではなく、地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。アンケート調査の結果では、学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていく上で大切なこととして、「学校・家庭・地域の間の情報交換をスムーズに行うこと」をあげる市民が約半数と特に多くなっており、今後は学校・家庭・地域・行政のそれぞれの役割を明確化するとともに、情報交換を定期的に行う機会を設けるなど、ふだんから結びつきを強化していくことが大切です。

学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていく上で大切なことは何だと思いますか



① 教育関係部署・関係機関との連携強化

西東京市には東京大学、武蔵野大学、早稲田大学のキャンパスや関連施設があります。こうした地域内大学や近隣にある大学などとの連携を強化し、様々な共同事業の企画・実施に取り組んでいきます。

また、学校・家庭・地域・行政の連携にあたっては、教育委員会と庁内関係部署を含めた関係機関との一層の連携強化を図ります。

■ 市内大学との共同事業

(教育企画課、教育指導課、社会教育課、図書館、企画政策課、協働コミュニティ課)

各学校への学生ボランティア※の配置などによる交流をはじめ、これまで実施してきた早稲田大学連携事業「理科・算数だいすき実験教室」、東大生態調和農学機構を活用した体験授業、武蔵野大学との連携協定による学校インターンシップ制など、市内大学との共同事業の充実を図ります。

■ 「子どもの権利」の普及・啓発の取組 (教育指導課、子育て支援課)

子どもたちが人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくことができるよう、関係機関と連携した取組を行います。また、子どもたちが主体的に育つことのできる環境を整えていきます。

■ 幼稚園・保育園・小学校間の連携強化

(教育指導課、教育支援課、子育て支援課、保育課、子ども家庭支援センター)

子どもたちが、教育環境の変化に対応できるよう、幼稚園・保育園の就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組みます。また、子どもたちが、教育環境の変化の中で抱える問題を緩和させるため、就学支援シート※の活用や幼・保・小の交流や教育内容の連続性の確保など、相互の交流に向けた検討を行います。

4 社会全体での教育力の向上に向けて (4) 学校・家庭・地域・行政の連携強化

② 広報の充実

学校・家庭・地域・行政の連携と情報共有を図るため、教育広報紙、市報、ホームページなどを充実させ、積極的に活用していきます。

■ 各種媒体を活用した教育広報の充実（教育企画課、教育指導課、秘書広報課）

教育広報紙「西東京の教育」をはじめ、学校ホームページ、市報や市ホームページなどを用いた教育広報活動について、学校・家庭・地域・行政の連携を一層強化するため、広報紙や各ホームページのさらなる充実に取り組みます。



5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

(1) 多様な学びを支える生涯学習の振興

《現状・課題》

- 生涯学習の理念については、教育基本法第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。西東京市においても、「西東京市生涯学習推進計画（平成21年度～平成25年度）」に基づき、生涯学習の振興に取り組んできました。
- 生涯学習推進計画の推進にあたっては、総合的かつ全庁的に推進するため、庁内の生涯学習に関する事業を盛り込んだ実施計画を策定し、学識経験者や市民などで構成する「生涯学習推進懇談会」を設置し、市民の声を計画に反映させながら、計画の進行管理を行ってきました。その結果、この5年間で実施計画に位置付けられた各課の推進事業は概ね目標を達成し、継続的に実施されており、また、平成24年度に実施した市民意識調査でも、生涯学習社会※の形成に関しては相対的に「満足度が高い」という結果になっています。一方、「生涯学習推進懇談会」からは、「今後は即応性のある事業も計画できればよい」といった意見も出されており、5年ごとの計画に基づく実施計画では即応性のある事業実施や施策展開に欠けるとし、時代や社会情勢に迅速に対応できるような取組の充実が求めされました。

そのため、今後の生涯学習の推進に向けては、庁内全体で生涯学習推進の意識を高め、関連各課が主体的に生涯学習の推進に向け迅速な事業展開が図られるよう、生涯学習推進への理念や方向性を共有するための「指針」を作成し、市民の生涯学習の推進に取り組んでいくことが必要です。

- 西東京市の公民館及び図書館は、社会教育事業を実施する社会教育施設として、市民の多様な学習ニーズに応えて、様々な学習機会や学習支援サービスを提供しており、市民の学習活動の拠点としての役割を果たしています。しかし、アンケート調査の結果をみると、公民館を利用しない理由としては、「利用の仕方がわからないから」、「公民館で行っている事業などに興味がないから」、「場所がわからないから」という理由もあげられており、今後は情報提供の方法などを工夫していく必要があります。

《用語解説》

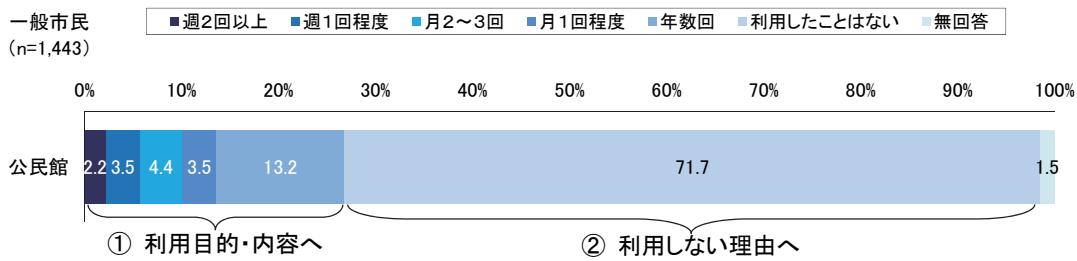
生涯学習社会

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条・生涯学習の理念より）のこと。

5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

(1) 多様な学びを支える生涯学習の振興

この1年間に、公民館を利用しましたか



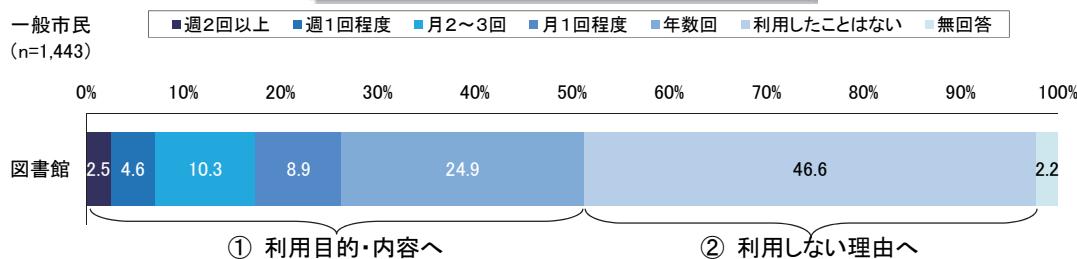
① [利用目的・内容 (複数回答)] n=387 (%)

サークル活動	ロビー利用(休憩、くつろぎ)	公民館が主催する講座及びイベント	PTA、子ども会、その他各種団体の活動	チラシ、パンフレットなどの情報収集	自治会関係の活動	市民企画事業
40.1	25.6	22.7	14.0	11.6	8.0	3.4

② [利用しない理由 (複数回答)] n=1,035 (%)

利用する時間がないから	利用の仕方がわからないから	公民館で行っている事業などに興味がないから	公民館の場所がわからないから	開館日・開館時間が自分の都合に合わないから	公民館までの交通が不便だから
27.1	14.5	12.8	8.2	7.1	3.6

この1年間に、図書館を利用しましたか



① [利用目的・内容 (複数回答)] n=739 (%)

本や雑誌、CDなどを借りるため	図書館の本、新聞、雑誌などを読むため	調べ物をするため	勉強や仕事をするため	講座や読み聞かせ、イベントなどに参加するため	インターネットを閲覧するため
69.6	36.1	27.2	12.2	3.0	0.7

② [利用しない理由 (複数回答)] n=672 (%)

利用する時間がないから	本や雑誌は自分で買うようしているから	本や雑誌はあまり読まないから	本を返すのが面倒だから	図書館までの交通が不便だから	開館日・開館時間が自分の都合に合わないから	利用の仕方がわからないから	図書館の場所がわからないうから
29.0	24.0	8.2	8.0	7.9	6.4	3.7	3.4

① 生涯学習推進体制の充実

だれもが、主体的に学べる生涯学習社会※の創造に向けては、行政が一体となって市民の生涯学習を推進することが重要です。多様化する市民の学習ニーズや学習課題に迅速かつ的確に応えるためには、庁内の専門分野において、日頃から市民の声や社会情勢を的確に把握し、求められる学習の機会や情報をきめ細かく市民に提供していく必要があります。

そのため、庁内の個別計画に生涯学習推進指針を反映し、庁内全体で実効性のある生涯学習推進体制の充実を図り、個人の自立と様々な人との協働を図る事業の推進に努めます。

■ 生涯学習推進指針に基づく生涯学習の推進（社会教育課）

西東京市の生涯学習推進の理念と方向性を指す「生涯学習推進指針」に基づき、庁内の生涯学習に関連する事業を推進します。

■ 生涯学習施策の推進体制の整備（社会教育課）

市民からの生涯学習に関わる様々な問合せに総合的に対応し、関係施設・機関などとの連携や人的ネットワーク形成などを進めるため、専任の生涯学習推進担当の配置の検討など、組織体制の整備を進めます。

5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

(1) 多様な学びを支える生涯学習の振興

② 公民館事業の充実

西東京市における社会教育推進の中核的施設として時代や社会の変化に対応できるよう公民館機能の充実を図ります。社会教育施設としての専門的な学習支援サービスを提供するため、必要な人材の確保・育成、市民ニーズに対応した利用しやすい施設運営に向けた管理運営方法のあり方についても検討していきます。

■ 公民館機能の充実（公民館）

社会教育を推進していく上での中核的施設として、時代や社会の変化に柔軟に対応できるよう、情報ネットワークや専門的な学習相談など、公民館がもつ様々な機能の充実に向けた取組を進めます。

■ 公民館における学習情報の提供と学習相談の充実（公民館）

生涯学習の情報提供の拠点である公民館に専門的な職員を配置し、市民との対話を重ねながら、学習ニーズの把握や学習相談に応えていきます。また、適切な学習支援を行うための職員研修を実施し、職員の能力の向上を図り、学習情報の提供と学習相談の充実に努めます。

■ 人づくり・まちづくりのための事業の充実（公民館）

公民館は、地域に密着した「学び合いの場」を提供する教育施設として、学習機会の提供、団体活動への支援、学習成果の還元、学習情報の提供などの多様な事業展開により、市民主体の地域づくりへの支援に取り組んでいきます。また、市民にとってよりよい事業や運営への改善につながる事業評価のあり方についても検討を進めます。

■ 実行委員会、準備会方式等による主催事業の企画、運営（公民館）

公民館での講座・教室・イベントなどについては、実施までの準備や運営も含めて、事業のプロセス自体が、学びの場として重視されます。事業の企画・運営にあたっては、市民参加の実行委員会方式による企画・運営や、参加体験型学習事業の拡充など、学び合いや相互学習につながる学習方法を積極的に支援していきます。

③ 図書館事業の充実

西東京市の図書館は、市民一人ひとりが自ら学び、考え、成長し、自らの責任で行動するために必要な知識と情報を分け隔てなく市民すべてに提供する公共サービス機関です。時代や社会の変化に適応した質の高いサービスを積極的に提供するため、必要な人材の確保・育成を行い、快適な利用環境を提供します。また、老朽化した施設の整備についても検討していきます。

■ 市民の自主的な学習活動への支援（図書館）

市民の自主的な学習活動を支援するため、専門的な職員を配置し、市民とのコミュニケーションを活発にしながら、読書相談やレファレンスサービス※などを充実していくとともに、資料や施設の充実を図っていきます。

■ 地域の課題に対応した情報の提供（図書館）

地域の課題解決へつなげていくために、「地域行政に関する情報提供」や「市民の生活や仕事をサポートする情報提供」など、地域の課題に対応した効果的な情報提供の方法などについて検討していきます。

■ 子どもの読書活動や学習活動への支援（図書館）

読書活動の拠点として、学校、保護者、地域、関係機関と連携し、子どもたちにとってよりよい読書環境を整備します。また、「西東京市子ども読書活動推進計画」に基づき、各年代の子どもたちの要求や希望を満足させる蔵書を目指すとともに、児童サービスやヤングアダルト（YA）サービス※に関して必要とされる専門的知識を持つ司書・職員の配置及び育成に努めます。

《用語解説》

レファレンスサービス

利用者の研究や調査のため、どのような資料（図書・雑誌・データベース）を使えばよいのかを案内するサービスのこと。

ヤングアダルト（YA）サービス

子どもと大人の狭間の世代を対象としたサービス。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマ、友情・恋愛・自立・職業・生き方などを扱った読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集している。

5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて（1）多様な学びを支える生涯学習の振興

■ 図書館ホームページを活用したサービスの充実（図書館）

図書館ホームページについては、利用者の利用環境の状況の把握に努め、利用者が求める情報の提供や、より使いやすいコンテンツの改善などを進めていきます。

■ 地域・行政資料の電子化への取組（図書館、総務法規課）

西東京市に関する地域・行政資料の保存、劣化など管理上の課題及び高度な情報提供（インターネットを活用した公開など）を進めるため、図書館が所蔵する西東京市に関する資料の電子化の実施に向け検討していきます。



④ 文化財の保存と活用の充実

西東京市には、下野谷遺跡※など多数の文化財が存在しています。現在、市内の遺跡からの出土品、民具・農具などの文化財資料の収集・整理を行い、郷土資料室でこれらの資料を市民に公開しています。今後も、郷土文化財を保存するだけでなく、市民の文化活動の一端を担うものとして、文化財資料などを広く活用していきます。

■ 文化財資料の収集・整理・活用（社会教育課）

先人の遺した遺産を守り、伝えるため、郷土資料室を拠点として、発掘された遺物、民具、民俗資料などの文化財を収集・整理し、公開します。また、学校教育や市民の生涯学習活動などで、文化財を活用した事業の支援・充実を図ります。

■ 文化財の調査・保護（社会教育課）

市内にある無形・有形文化財を調査・保護し、郷土の文化や歴史を理解することにより、郷土への愛着をもてるよう努めます。また、下野谷遺跡を保存・活用するために、国の史跡指定を目指すとともに、文化財を活かしたまちづくりに向け、文化財保存・活用計画を策定するなど、計画的に調査・保護活動を進めていきます。

■ 文化財に親しむ機会の拡充（社会教育課）

文化財に関する講座やイベントを開催し、文化財に親しむ事業を展開します。また、市民が文化財を身近なものと感じることにより、文化財保護の意識を高め、心の故郷としての郷土意識を深めることができるよう努めます。

■ 郷土資料室の充実（社会教育課）

文化財の保存、普及、調査の場として、収集・展示などの環境がより整い、さらに、現在の「郷土資料室」の機能に加え、市民が集い、学習し、人材育成の場となるような機能を有する施設整備について、調査・研究を進めます。

《用語解説》

下野谷遺跡

市内で発見された遺跡の一つで、関東でも有数の縄文時代中期の大集落跡。遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成19年4月開園）は、当時の竪穴住居が再現されている。

5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

(1) 多様な学びを支える生涯学習の振興

⑤ だれもが学習に参加できる体制の整備と充実

社会的に制約を受けやすい人（障害者、外国籍市民、子育て中の保護者、高齢者など）の学習機会を整備・充実し、地域との交流、連携を図ります。また、すべての市民が地域で学び合うことの大切さを実感でき、より豊かな生活の実現に向けた課題を見出せる学習に参加できる条件整備を進めます。

■ 親子ふれあい事業の充実（公民館）

子育て中の保護者が子育ての喜びを味わうことができるよう、公民館では、子育て講座など公民館保育室などを活用した親子対象事業の充実を図ります。

■ ハンディキャップサービスの充実（公民館、図書館、障害福祉課、文化振興課）

障害のある人や日本に居住する外国人を対象にした、言葉の理解や話し方を学習する講座を積極的に実施し、ボランティアスタッフの育成と質の向上に努めています。また、障害のある人の図書館利用を応援し、ボランティアの協力により、デイジー図書※の普及や来館できない高齢者への本の宅配を行い、外国語を母語とする利用者に対して外国語資料などを収集するなど、情報弱者への資料提供を充実させます。

■ 障害のある人が自らの体験や能力を活かせる学習活動への支援

（公民館、図書館、教育指導課、障害福祉課）

ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって自らの体験談などを語り、伝えていくことができる機会を増やします。ＩＣＴ※や専門的な知識・技能を活用することで、講師として活躍できるような場や機会の情報提供などを行います。また、障害のある人のニーズを把握し、より参加しやすい環境づくりに取り組みます。

《用語解説》

デイジー図書

視覚障害者のための、カセットテープに代わり長時間録音ができるCD録音図書を製作するシステムのこと。なお、デイジーとは、Digital Accessible Information System「アクセシブルな情報システム」の頭文字をとったもの

5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

(1) 多様な学びを支える生涯学習の振興

■ 地域における人権・平和・男女平等・消費者教育などの学習機会の提供

(公民館、図書館、協働コミュニティ課)

一人ひとりが輝くために、平和を尊び人権が尊重される社会づくりを目指して、関係部署などと連携しつつ、身近な地域で人権・平和・男女平等・消費者教育などについて学習する機会を充実させます。

■ 高齢者の生きがいや交流につながる学習機会の確保

(公民館、図書館、高齢者支援課)

高齢者が、趣味、文化、学び、スポーツなど多様な活動に触れ、地域の中で人々と交流しながら、いきいきと暮らすために、公民館・図書館で仲間づくり、学習成果の還元、主体的学習の実践としての公民館講座の学習機会の充実を図ります。それぞれの施設における事業実施の連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供を目指します。



5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

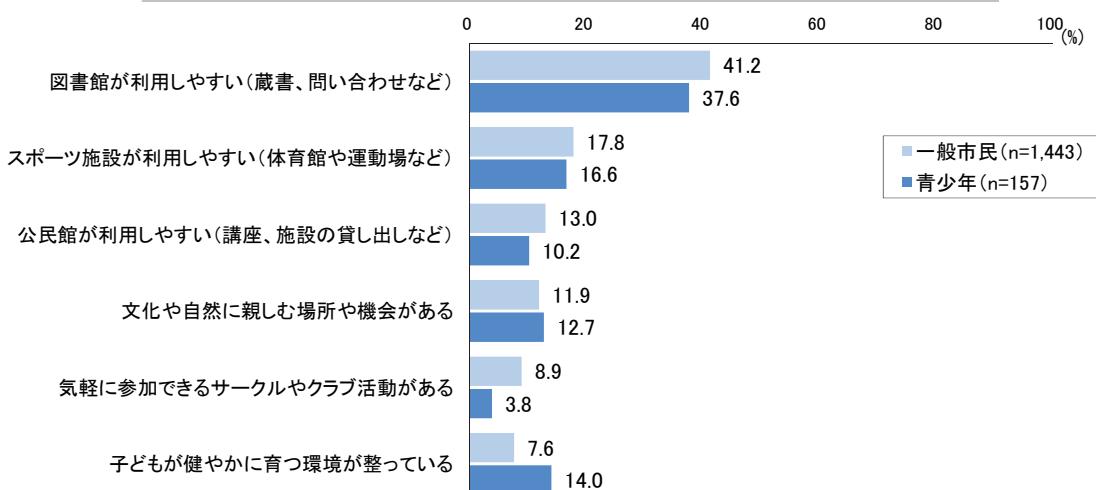
(2) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境の整備

(2) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境の整備

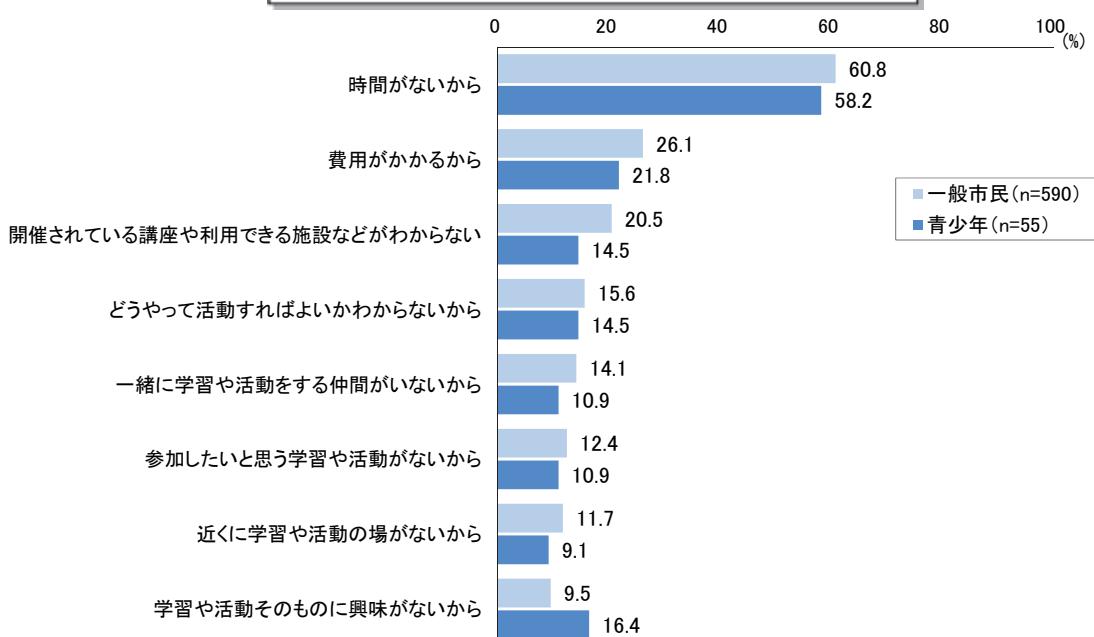
《現状・課題》

- 西東京市の学習環境は、図書館やスポーツ施設の利用のしやすさが評価されています。一方で、施設の利用の仕方がわからないなど、情報が十分でないとの声も聞かれます。西東京市教育計画策定懇談会の議論の中でも、「どうやって活動すればよいかわからないから」という市民に対して、どのような方法で情報を伝えていけばよいかが今後の課題となると指摘されています。特に、若い世代に対しては、紙媒体での情報提供だけでなく、インターネットなどを活用した情報も有効ではないかとの意見が出されています。

西東京市の学習環境について、あてはまると思うものをお答えください



学習や活動ができない理由、しない理由は何ですか



① 生涯学習情報の整備

市民の学習活動に関するニーズの多くは、学習内容などの事業情報、指導者などの人材情報、団体の活動情報といった生涯学習に関する情報提供です。今後も、市民の主体的な学習活動を支援するため、学習情報提供による支援体制の整備を進めます。

■ 生涯学習人材情報等の整備（社会教育課）

市民の学習成果を活用して学び合いの生涯学習活動の推進を図るために、地域人材情報の整備を進めます。また、人材情報も含め生涯学習に関する情報を幅広く収集、整備し、生涯学習情報を活用した学習相談の充実を図ります。

■ 市民人材の積極的活用（社会教育課）

市民が培った経験や知識を地域の学習活動に活かす仕組みとして、人材情報と併せて自主企画講座情報の提供を行い、市民人材の活用を進めます。

■ 各種媒体を活用した情報提供の充実

（社会教育課、公民館、図書館、教育企画課、秘書広報課）

生涯学習関連の情報を提供している複数の情報紙（公民館だより・図書館だより・西東京の教育など）、市ホームページ・図書館ホームページの充実を図り、その情報を活用した情報提供に努めます。



② 施設整備・利便性向上による学習支援体制の整備

市民の社会教育活動への参加・関心を高めるために、社会教育関連施設の整備を効果的、効率的に進めます。

■ 公民館・図書館の整備充実（公民館、図書館）

市民の学びを支援するため、既存施設の計画的な改修を行い、利用者にやさしい施設の整備を進めます。

■ 公共施設の適正配置等に関する基本計画との整合性を図った取組

（社会教育課、公民館、図書館、企画政策課）

老朽化した中央図書館・田無公民館の耐震診断について、必要に応じて耐震対応を行い、安心・安全な施設を提供します。管理・運営方法などの検討とともに、新しい施設のあり方を検討します。

第4章 西東京市教育計画の推進に向けて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表が義務付けられています。

西東京市教育委員会は、これに基づき、毎年度「点検及び評価報告書」を作成し、公表しています。なお、「点検及び評価報告書」を作成する際には、客観性を確保するため、複数の学識経験者より意見をいただいている。

今後もこの点検及び評価を行うことにより、西東京市教育計画の進行管理と評価を行っていきます。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◆◆ 資料編 ◆◆

- 1 用語解説
- 2 西東京市教育計画策定懇談会等開催経過
- 3 西東京市教育計画策定懇談会委員名簿
- 4 西東京市教育計画策定懇談会設置要綱

1 用語解説

あ行

ICT P8、20、43、49、83

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

エコスクール P44

環境に配慮した学校施設や、環境に配慮した活動に取り組む学校のこと。

OJT P60、61

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性」「理解度」「気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成するすべての活動のこと。

か行

学生ボランティア P38、74

西東京市が提携する武蔵野大学などから派遣されて、児童・生徒の学習指導の補助にあたる学生のこと。

学校運営連絡協議会 P48

学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携のあり方などについての協議・提言を目的とし、学校職員・保護者・地域関係者などで構成される。

キャリア教育 P28

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

教育支援ツール P 8、52、59、61

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めいくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめたもの。「一覧表」「個別の教育支援計画」「個別指導計画」などが含まれる。教育委員会が全市立小・中学校をバックアップしていく際のツール（道具）としても機能する。

ゲストティーチャー P 38

より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人のこと。

校務支援システム P 61

情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの

子ども 110 番ピーくんの家 P 71

PTA、保護者の会、青少年育成会、防犯協会、田無警察署などの協力を得て開設している。子どもが不審者などにより被害を受けたり、身の危険を感じて助けを求めたときに保護し、状況によっては 110 番通報をする。

個別の教育支援計画 P 8、52

児童・生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、対応を進めるために作成する。学校が方針を定め、保護者や他の支援機関との連携を進め、指導の効果をあげるために活用する。

さ行**下野谷遺跡 P 82**

市内で発見された遺跡の一つで、関東でも有数の縄文時代中期の大集落跡。遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成 19 年 4 月開園）は、当時の竪穴住居が再現されている。

就学支援シート P 59、74

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともにまとめて、小学校などに引き継ぐシートのこと。

生涯学習社会 P2、76、78

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条・生涯学習の理念より）のこと。

少人数学習集団による指導 P19、40

学級数を超える集団数に分割（例：2学級を3分割）し、児童・生徒の学習集団を弾力的に編成することによって、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導のこと。

情報モラル P20、49

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

情報リテラシー P20

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

食育 P30、33、42

食育とは、「生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文より）こと。

職場体験 P12、28

市内外の事業所等で、生徒が実際に職業を体験することにより、望ましい職業観・勤労観を養い、職業選択を含めた生き方教育の充実に資する活動のこと。

スクールガード・リーダー P71

学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。スクールガード・リーダーは、各小学校が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理のあり方について指導・助言を行う。

スクールソーシャルワーク P58

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行うこと。

3R P35

Reduce (リデュース：発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の頭文字をとったもの

た行

デイジー図書 P83

視覚障害者のための、カセットテープに代わり長時間録音ができる CD 録音図書を作成するシステムのこと。なお、デイジーとは、Digital Accessible Information System 「アクセシブルな情報システム」の頭文字をとったもの

ティームティーチング P19

一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

適応指導教室「スキップ教室」 P9、53

様々な理由から不登校になっている市立小・中学校の児童・生徒に対して、指導員との関わりやグループ活動を通して、悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるよう指導し、学校復帰を目指すことを目的とした教室のこと。

特別支援教室 P51

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で示されている新構想で、教育課程の大部分を在籍学級で学ぶことが可能であるが、より円滑に集団生活に適応できるよう、対人関係のスキルなどに関して一部特別な指導を必要とする児童を対象とした各小学校に設置する教室

特別支援教育コーディネーター P8、61

各学校における特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などを担う職名

な行

西東京市学校情報セキュリティポリシー P49

西東京市立小・中学校が保有する情報資産に関するセキュリティ対策を総合的、体系的にまとめたもの

は行

発達障害 P12、51、54、57

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法第2条第1項より）

バリアフリー P40

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。本計画では、施設面での整備という観点で用いている。

ビオトープ P45

生物が互いにつながりをもちながら生息している空間のこと。特に、環境の損なわれた土地や都心部の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間のこと。

PDCAサイクル P51

Plan／Do／Check／Action の頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

副籍制度 P55

特別支援学校の児童・生徒の希望者で、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

プレイセラピー P57

遊びを媒介にして、セラピスト（治療者）との関わりの中で、子どもが感じたり考えたりしながら、自分を理解し、自分で決めたり行動できるように、成長を促す心理療法

や行

ヤングアダルト（YA）サービス P80

子どもと大人の狭間の世代を対象としたサービス。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマ、友情・恋愛・自立・職業・生き方などを扱った読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集している。

ユニバーサルデザイン P40

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

ら行

ランチルーム P42

給食の時間に児童や教員が一つの教室で楽しみながら給食をとることができるスペースのこと。

レファレンスサービス P10、80

利用者の研究や調査のため、どのような資料（図書・雑誌・データベース）を使えばよいのかを案内するサービスのこと。

開催日	回数	検討内容等
平成 24 年 7月 25 日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・座長及び副座長の選出 ・会議の運営方法等について ・西東京市教育計画策定の趣旨等について ・西東京市教育計画策定のスケジュール ・国及び東京都における教育行政に関する動き ・西東京市における教育行政に関する経過 ・計画策定における市民意識調査の実施について ・計画策定におけるヒアリングの実施について
8月 27 日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定における市民意識調査の調査項目について ・計画策定におけるヒアリングの実施について

《アンケート調査の実施》 平成 24 年 10 月 5 日～26 日

小学生調査、中学生調査、青少年調査、一般市民調査

11月 13 日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査の中間報告 ・ヒアリング調査について
----------	-----	--

《ヒアリング調査》 平成 24 年 12 月～平成 25 年 2 月

社会教育に関する施設、学校教育に関する施設・機関、子育ち・子育て支援に関する施設・機関、特別な支援を必要とする子どもたちへの教育に関する団体

平成 25 年 1月 28 日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 23 年度分）報告書について ・市民意識調査について（報告） ・ヒアリング調査について（中間報告）
2月 21 日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査報告について ・ヒアリング調査報告について ・西東京市教育計画（平成 26 年度～30 年度）の構成について ・今後のスケジュールについて
4月 17 日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度のスケジュールについて ・西東京市教育計画改訂の趣旨について ・西東京市次期教育計画の方向性と構成案について

2 西東京市教育計画策定懇談会等開催経過

開催日	回数	検討内容等
5月 13日	第7回	・西東京市次期教育計画構成案について
7月 11日	第8回	・西東京市の教育目標（案）について ・次期教育計画構成案について
7月 26日	第9回	・次期教育計画構成案について ・計画全体イメージ図について ・用語解説について
8月 20日	第10回	・次期教育計画素案について
10月 8日	第11回	・次期教育計画素案について ・今後のスケジュールについて

《パブリックコメントの実施》 11月1日～12月2日

意見提出人数：10名、意見件数：42件

12月 26日	第12回	・次期教育計画パブリックコメントの報告について ・次期教育計画素案について ・今後のスケジュールについて
平成26年 1月 24日	第13回	・次期教育計画パブリックコメントについて ・次期教育計画素案について
2月 13日	第14回	・次期教育計画パブリックコメントについて ・次期教育計画素案について

選出区分	氏名	任期
学識経験者	はす せいじ 羽豆 成二	
西東京市立学校の児童及び生徒の保護者	ふじた あきこ 藤田 亜紀子	
	ささき なおこ 佐々木 尚子	
公募による市民	ほりうち たかひろ 堀内 隆広	
	まつむら かよこ 松村 夏代子	平成24年7月25日から 教育長に報告する日まで
市立学校の校長	たかの とみ 高野 富	
	にしじま たけあき 西嶋 剛昭	
特別支援学級を受け持つ市立学校の教諭	わたなべ けいたろう 渡辺 圭太郎	
西東京市社会教育委員	すなが いさお 須永 功	
西東京市公民館運営審議会委員	おおしま まさゆき 大島 真之	平成24年7月25日から 平成25年4月30日まで
	にしはら みどり 西原 真由美	平成25年7月11日から 教育長に報告する日まで
西東京市図書館協議会委員	すずき あや 鈴木 綾	平成24年7月25日から 教育長に報告する日まで
その他教育長が委員として適当と認めた者	こんどう いわお 近藤 巍	平成24年7月25日から 平成25年3月31日まで
	みやた ひろあき 宮田 浩明	平成25年4月17日から 教育長に報告する日まで
	はしもと のりこ 橋本 典子	平成24年7月25日から 教育長に報告する日まで

4 西東京市教育計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき西東京市における教育振興基本計画として策定する西東京市教育計画（以下「教育計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市教育計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 検討事項

懇談会は、教育計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 教育計画に定める基本方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員13人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 西東京市立の小学校及び中学校（以下これらを「市立学校」という。）の児童及び生徒の保護者 2人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 市立学校の校長 2人以内
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を受け持つ市立学校の教諭 1人
- (6) 西東京市社会教育委員設置条例（平成13年西東京市条例第200号）に基づく西東京市社会教育委員 1人
- (7) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成13年西東京市条例第80号）第6条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1人
- (8) 西東京市図書館設置条例（平成13年西東京市条例第81号）第6条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員 1人
- (9) その他教育長が委員として適当と認めた者 2人以内

第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に報告する日までとする。

第5 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 報償

懇談会の委員（第3第4号及び第5号に掲げる者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）

発行：平成 26 年 3 月

西東京市教育委員会 教育部教育企画課

〒202-8555 東京都西東京市中町 1-5-1
TEL 042-438-4070 / FAX 042-423-2872
メールアドレス kyouiku-k@city.nishitokyo.lg.jp
ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

